矯正図書館

刑政

第四十六卷　六月號　第六號

監獄法の自由法學的解釋（卷頭言）	正木亮	2
女子犯罪現象の特質・原因及び對策（下）	木村龜二	5
統制施行前後に於ける刑務作業の實蹟比較	前田靜雄	18
マサチユセツツに於ける刑事學の研究室（完）	フランク・ラブランド	27
海外時報		38
一九三二年度アメリカ刑務會議の決議		43
太田正孝氏の講演——切抜帖から——海外異聞錄——讀者の頁——刑政俳壇——家庭の頁——		

財團法人　刑務協會發行

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（毎月一回）日發行）
昭和八年五月二十九日印刷納本　昭和八年六月一日發行　第四十六卷　第六號

刑政第46巻第6号
矯正図書館

刑政



第四十六卷
第六號

京都帝國大學
教授法學博士 末川博 著

不法行爲に於ける權利濫用の研究

最新刊

菊判三八四頁
クロース裝函入
定價二圓八十錢
送料實費三十三錢

難問の多い不法行爲法の領域に特殊の問題を捉へて著者獨特の犀利なる理論的解說を試み、また未開の權利濫用論の境地に精緻なる比較法制的研究を展開してゐる本書は、更に現代法學の根幹をなせるサヴイニーやイエーリングの權利論について周到なる紹介を爲し、進んではイエーリングの法學的立場の推移を語ることによつて近世法學の轉向を敎示する。斯くて本書が斯學界に占むべき地位はいま容易に之を豫測し得る。苟くも不法行爲に就て語り權利濫用に就て論ぜんとする士は勿論、現代法學の趨勢に就て關心を有する人にとつて不可缺の好著たる事を信ずる。

內容概目 不當利得と不法行爲との相關對比、ソヴイエト・ロシヤ民法における不法行爲法、一應の推定と自由なる心證、被害者の過失、Actiocle Pauperie について、不法行爲に因る損害賠償請求權の時効、サヴイニーの權利論、イエーリングの權利論、イエーリング、私權の行使、ローマ法における權利行使に關する原則とシカーネ（若くは權利濫用）の禁止、フランスにおける權利濫用理論、ドイツ民法及びスイス民法における權利濫用に關する規定の成立過程。

東京市神田區一ツ橋通町
岩波書店
振替東京二六二四〇
電話一八一・七八一・八八一〇
九段一八九・一八一〇

監獄法の自由法學的解釋

さる四月に催された司法官會同の席上に於て小山司法大臣が訓示された一節にわたくしどもの學ぶべき重要な點のあつたことをわたくしは看過すべきでないと思ふ。

要約していふと小山司法大臣はその時次の如きことを訓示されたのである。卽ち『法律の學說も亦進化して止まざる狀態でありますから法規の解釋に於ても舊套を墨守することなく社會の事象に對し法規を活用するやう』換言すれば法規を杓子定木に取扱つてはならぬ。法律の精神は社會の進化、共同生活の複雜化するに伴ひ之と步調を一にするものであるから諸君はその點を考慮して法を解釋し運用して貰ひたいといふ趣旨のものであつた。

法律の解釋運用を社會事象に隨伴してなさねばならぬといふことは換言すれば法律解釋は自由法學的になさねばならぬといふことになるのである。司法大臣のこの訓示はさして新しいものでもなく驚く程のものでもない。しかし、今日未だ嚴格なる罪刑法定主義の外殼をかぶり、而も刑法法規の解釋をなすに際して擴張解釋をいましめ類推解釋を不當なりとする學徒、法曹の多いわが國に於て司法大臣がかくの如き訓示をされたことは誠に刑事學界へ一石を投ぜられたといはなければならない。

司法大臣が爲されたこの訓示、法律の自由法學的解釋をよしとせられるこの訓示の眞意がどの點に存するかといふことは不幸にしてわたくしにはわからないが。或は思想國難といはれる今日或は犯罪國難といはれる現世に於て法律を型通りに解釋しては犯罪防壓の效果がないから、なるべく法律を廣く解して法網を

くぐる者のないやうにとの趣旨かも知れない。或は刑事政策的見解より違法阻却に關する法規の解釋を擴めて法律の慈雨をしげからしめよとの趣旨かも知れない。

何れにせよ、司法大臣が自由法學的解釋を强調されたことは刑事法の立場から見れば法律をして社會防衞の效果をあらはすに充分なるものにせねばならぬといふ見解、換言すれば社會防衞の爲めには從來の局限されたる罪刑法定主義を緩和せねばならぬといふことになるのである。

わたくしはこの趣旨を監獄法の解釋の上に特に援用したいと思ふ。

監獄法が囚人に對する教育法であり從つてその解釋が自由法學的立場に立たねばならぬといふことはわたくし年來の主義であり旣に公表したところである。しかし、實際の解釋に當つては決してしかく解釋されて居るものでない。否、それを解釋するに當つては何人も先づ囚人といふ名題に囚はれ、自由刑といふ概念に卽するが爲めにその解釋は文字通りに解することが無難であるとして演繹歸納を避けることに努めて居るのである。

例へば、玆に最も躊躇されて居るものの一は受刑者が食物を自費購入することが出來るや否やの點である。所謂自辨食がそれである。自辨食は今日の監獄法解釋に於ては許されない。その唯一の理由は監獄法第三十四條に於て「在監者ニハ其體質、健康、年齡、作業等ヲ斟酌シテ必要ナル糧食及ビ飮料ヲ給ス」といふ規定があり第三十五條に「刑事被告人ニハ糧食ノ自辨ヲ許スコトヲ得」といふ規定があるからである。

一見すれば、受刑者は官給糧食を食はねばならぬ義務がありその外の物を食つてはならぬ義務があるやうに見える。然し、この規定は官給以外の物を食つてはならぬといふ規定ではなくてむしろ如何なる囚人に對しても監獄は之をひぼしにしてはならぬといふ囚人に對する生活の保障規定だと解釋することが出來

るのである。例の「人たるに値する存在」の保障をしたワイマール憲法第百五十一條の趣旨がそこにあらはれて居るので、その規定から囚人が自辨糧食を禁ぜられて居るといふことは到底わり出すことが出來ないのである。

殊に、自由刑は自由剝奪のみに關する刑罰であつて昔のフランスに用ゐられたマンジュールの如き食物に關する刑罰は改めてその事を法律によつて定めねばならぬことこそ罪刑法定主義の眞義なのである。しかく刑罰の性質と囚人の地位とを對比して文理を離れて監獄法第三十四條を解釋するとそこから受刑者の自辨食といふことが妥當に許されて來ることになるのである。

然も、司法大臣のいはれた社會事象の進化に伴つて法律解釋がうつり行くことが是認せらるゝとすれば今日の如く監獄教化の方法が勞作教育化し、累進處遇化して來ると生活向上の一對照として自辨食許可といふことがその條文から割り出されねばならぬことも亦當然のことといはなければならぬのである。

要するに、司法大臣の訓示された法律に對する自由な解釋といふことを行刑法規の立場から觀察すれば受刑者を敎化し、その生活を保全するに最も妥當なる點を基調として解釋しなければならぬといふことを意味されたものと理解したいと思ふ。

昭和八年五月十六日

正木亮

女子犯罪現象の特質・原因及び對策（下）

木村龜二

一　女子犯罪現象の構造的特質（前號）
二　『女子犯罪現象の男性化』の傾向（前號）
三　女子犯罪現象の對策と其の批判（以上本號）

三

男子犯罪現象と對照せしめられたところの女子犯罪現象の構造的特質は左の如くであるが、然らば、女子犯罪現象そのものの傾向及び原因は如何であらうか。先づ、女子犯罪現象そのものの增減如何といふに、これについては確定的な主張は不可能である。例へば、ドイツについて見るに、有罪の言渡を受けた女子の數は、千八百八十二年には六二、六一五名であつたが、千九百年には七二、八四四名となり、千九百十年には八六、九二六名となり、更に、歐洲大戰の前年の千九百十三年には八八、四六二名となつたが、大戰中及び大戰後のインフラチオン時代には十萬を突破し、千九百十八年には一二七、九二三名、千九百二十三年には一三四、九四三名となり、千九百三十年には、

再び減少して七九、三五〇名となつて居る。それで、今社會狀態の特殊の變化の時期を除外して見るならば、多少の動搖はありとしても、大體において增加して居ると謂ひ得るであらう。ローザンガールは、このドイツの數字を引用して、女子犯罪現象そのものの增加を以つて國際的事實であると爲して居るが(二)、然し、それを證明する積極的な材料は示されて居らない。又、イギリスの女子受刑者について、ラッグルス・ブライズの謂ふところに依ると(三)、イギリスでは千八百七十二年には一〇〇名であつたが、千九百二十年頃には一〇〇名に減じ、又、州監獄の女囚は千八百七十二年には四四、五五四名であつたのが、千九百十三年には約三〇、〇〇〇名に減じ、千九百二十年には一二、〇〇〇名に減少したとせられて居る。日本の最近の傾向を見るに(四)、千九百二十二年における第一審女子被告人の數は九、〇九六名であつたのが、千九百二十六年には一〇、四四八名、千九百二十八年には八、〇三一名となつて不定である。この女子犯罪現象の增減の不確定であるといふことは、起訴の寬嚴の程度・方針等に因つても支配せられるが故であつて(五)、從つて、右の數字上の事實からは何等確定的な結論を導くことは得ないこと勿論である。

(一) Roesner, Handwörterbuch der Kriminologie, S. 580.
(二) Rozengart, ibid, p. 96.
(三) Ruggles-Brise, The English prison system, 1921, p. 114.
(四) Miyake, ibid. p. 13.
(五) Cf. Bonger, ibid. p. 471 et seq.

次に、女子犯罪現象そのものの中においては、如何なる犯罪が最も多數を占めて居るかといふに、それは竊盜罪である。クリレは(六)、ドイツについて『女子犯罪現象の重點は、財產罪であつて、其の中でも單純竊盜が最も多い』と爲して居る。そこに引用せられて居るところのプリンツィングの調査に依ると、ドイツでは、千八百八十二年乃至九十三年間平均、人口十萬に對する女子の犯罪率は公務員に關する犯罪〇・七、國家・宗教及び公の秩序に對する犯罪一一七・二に對して、財產に對する犯罪の率は二二五・二とせられて居る。日本について見るに、大正十五年・昭和元年の統計(七)に依ると、無資產の女子に最も犯罪多く(七六%)、其の中では竊盜罪が三七%強を占めて居ることが理解せられる。

(六) Krille, Weibliche Kriminalität und Ehe, 1931, S. 8 f.; vgl. Roesner, Familienstand, Handwörterbuch, S. 405.
(七) 第二十八行刑統計年報第一一四頁參照。

然らば、女子犯罪には、其の特殊の原因が存在するであらうか。普通、女子については月經時に犯罪の多いことが擧げられて居るが、これは、百貨店における萬引についてのみ主張せられるに過ぎない(八)。のみならず、百貨店の萬引は女子特有ではなくして、寧ろ、最近には男子において多いといふ事實が明らかになりつつある(九)。このことは、結局、月經が女子をして、百貨店において竊盜を爲さしめるのではなくして、寧ろ百貨店の存在が男女に對して竊盜の機會を與へるものなりと解すべきであつて、女子犯罪の原因として月經が殆んど意味を持たぬものであると謂ふことを示して居る。

(八) Aschaffenburg, ibid. S. 181 f.

(九) Roesner, Handwörterbuch, S. 589. 『デバートの誘惑・萬引の大衆化』(東朝昭七・一・一六)として新聞の報ずるところでは、昭和六年に三越本店で行はれた萬引で日本橋塲留署檢擧檢事局局數を見ると、男子合計二三八に對し女子二二三とせられて居る。

それ故、女子犯罪現象の原因は、之を他の方面において探求することが必要である。その第一は婚姻乃至家族狀態の犯罪に對する關係であり、第二は女子の産業的進出とその犯罪との關係である。

家族狀態と犯罪との關係は、獨身者と婚姻者及び離婚者及び鰥寡の犯罪率について考察せられて居る。ドイツでは、男子は二十五歳以上七十歳以下の者に在つては婚姻者より獨身者に犯罪多く、又六十歳以下の者については、獨身者婚姻者より離婚者及び鰥夫に多いとせられ、二十五歳未滿の早婚者を除いては、婚姻は犯罪の防止に對して有利な影響を與へるものなりと認められて居る。(一〇) 然るに、之に反して、女子に在つては、總ての年齢を通じて獨身者の犯罪が最も少い。しかも、獨身者の犯罪率は二十五歳以上三十歳以下において最高に達する。然るに、婚姻者に在つては三十歳以上四十歳以下の年齢において最高の犯罪率が持たれて居る。兩者の犯罪率の差異の最も少いのは二十五歳以上三十歳以下の者の間であつて、その差異の最も大なのは四十歳から五十歳迄の者の間である。且つ、又、獨身者の犯罪率(人口十萬に對する)は、一旦最高點に達した後は、婚姻者のそれよりも大なる速度で減少の過程を採る。又、獨身者婚姻者の犯罪率に對して遙かに高い率を示して居るのは離婚者及び寡婦のそれである。五十歳以後には三者の區別

は平均せられるが、然し、ここでも離婚者及び寡婦の犯罪率は優越して居る。その犯罪率は二十五歳以上三十歳以下の者において最高に達する。しかも、夫との離別が早い程犯罪に陷入り易いといふ事實が指摘せられて居る。この女子における離婚者及び寡婦の犯罪現象の多いといふことの原因としては、彼女等が經濟的に不利な地位に在り、收入の見込の立たないこと及び若し早婚で子供の多い時は再婚が甚だ困難であるといふことが擧げられて居る。特に、これ等のグループの者が貧窮の結果犯罪に驅り立てられるといふことは、離婚者及び寡婦に在つては、人身に對する犯罪については婚姻者よりも犯罪率が少いが、財產罪に在つて遙かに高い率が示されて居るといふ事實に依つて證明せられて居ると爲されて居るのである。(一一)

(一〇) Roesner, Handwörterbuch der Kriminologie, S. 404 Sp. 1; vgl. Aschaffenburg, ibid. S. 185.

(一一) Krille, ibid. S. 14 f.; Roesner, ibid. Sp. 2.

かく、女子の犯罪率の割合は、離婚者及び寡婦、婚姻者、獨身者の順序となつて居り、又、離婚者及び寡婦の犯罪率の大であることの原因が經濟的貧窮に在ることが理解せられるのであるが、婚姻者及び獨身者の犯罪率の小であることの原因については說明し難いとせられて居る。(一二) 唯だ婚姻が犯罪に對して如何なる影響を持つかについて問題が論究せられて居るに過ぎない。

(一二) Krille, ibid. S. 15.

この點に關して、例へばアシャッフェンブルグは、(一三) 人々は、女子が『家庭への倚存』に因つて甚だしく犯罪から保護せられるであらうと期待するであらうが、それは必ずしも常に然りと爲し得な

いと謂ひ、特に若き女子においては然らずとして、二十一歳以下の婚姻中の女子に在つては竊盗罪が最高率を示して居ることを指摘し、其れ以後に在つては竊盗罪は獨身者におけるよりも婚姻者においての方が少いと爲して居る、然し彼は婚姻に因つて女子は或る程度においては犯罪から保護せられることは之を認めて居る。何となれば、少くとも大多數の中年の女子に在つては日常のパンの心配は夫に依つて負擔せられるし、且つ、又、貧民階級の女子に在つては驚くべき粗食の能力が示されるからであると謂ふのである。

(一三) Aschaffenburg, ibid. S. 188.

ここに特に注目すべき一箇の事實として、クリレの所謂『環境的犯罪』(Konstellationsdelikten)(一四)が、婚姻とともに增加するといふことが一般に認められて居る。環境的犯罪といふのは、原則として、犯罪的性格又は反規範的性格から犯罪を爲すのではなくして、外部的事情に因つて犯罪に驅り立てられるが如き場合の犯罪を謂ひ、住居侵入・侮辱・傷害等の犯罪が之に數へられて居る。かかる環境的犯罪が婚姻者においては、獨身者におけるよりも增加する事實が認められて居るのである。然しながら、この環境的犯罪の原因は、婚姻そのものに在るのではなくして、寧ろ勞働者の家族が狹隘なる空間に密集して生活して居ることに在るといふ事實が一致して認められて來て居る。(一五)從つて、環境的犯罪が婚姻とともに增加するといふ事實は婚姻の犯罪原因力とは別に考へられねばならぬのである。かかる見地から、クリレは、アシャッフェンブルグとは反對に、原則として寧ろ、婚姻が犯罪防止に對して重要なる作用を爲すものであることを主張して居る。曰く『價値的に考察して見るならば、婚姻者に在つては獨身者よりも小なる犯罪性が示

されて居る。即ち重罪は、婚姻者よりも獨身者の女子においての方が遙かに屢々爲される。婚姻者が獨身者よりも一層犯罪的なのは、犯罪的には殆んど意義のないところの環境的犯罪においてである。しかも、この環境的犯罪に在つては、婚姻そのものの影響が原因であるのではなくして、ドイツにおける貧民家族の一般的社會的狀態が原因となつて居るのである。……故に、自分の研究は、婚姻が特に女子の犯罪現象の阻止に對して有利なる影響を持つと爲すところのコラヤンニの見解を肯定するものである。(一六)」と。

(一四) Krille, ibid. S. 50.
(一五) Krille, ibid. S. 51. Aschaffenburg, ibid. S. 188 f.
(一六) Krille, ibid. S. 55 f.; vgl. Brandstätter, Ehe und Kriminalität, Handwörterbuch, S. 255.

かくして、少くとも、ドイツの學者の研究したるところのみを基礎として謂ふならば、我々は、婚姻が或る程度において女子犯罪現象の重要なる防波堤としての役割を營みつつあることを理解し得るであらう。然るに、この女子犯罪の唯一の防波堤(一七)さへも、最近における離婚數の增加の傾向(一八)と婚姻の困難の事實に因る獨身者の增加の傾向とに因つて洗ひ去られんとしつつあるのであつて、その原因は經濟組織の產業化といふことに根ざして居ることは一般に理解せられつつあるところである。

(一七) 拙稿『アメリカに於ける少年犯罪問題の新傾向』(刑政第四四卷第八號第一八頁)參照。
(一八) Cf. Rozengart, ibid. 84.

そこで第二の問題として、女子の産業的進出と犯罪との關係について研究が爲されねばならぬ。この問題について先づ注目すべきは、歐洲大戰前におけるオーストリアに關して、ヘルツの爲した研究である。(一九) それに依れば、オーストリアにおいては、産業に從事せる女子十萬人に對し有罪宣告を受けたる女子の率は、五五・五%であり、産業に從事せざる女子十萬人については單に一二・五%、即ち、産業に從事せる女子の約五分の一であつたとせられて居る。然るに、女子の産業的進出の事實と女子犯罪現象の增減に關しては左の如き表が示されて居る。

年次	女子千人に對する女子産業從事者	女子十萬人に對する女子有罪者
一八六九	五〇六	三六・〇
一八八〇	四一四	四二・六
一八九〇	五一二	三四・三
一九〇〇	五四七	三四・四

即ち、ヘルツは右の數字を基礎として、女子の産業的活動の增加は、その結果として、女子の犯罪數を增加せしめなかつた、否、女子犯罪現象は反つて減少の傾向をさへ示して居ると爲して居るのである。そして、曰く『一方においては、産業に從事せる女子は從事せざる女子よるも大なる犯罪率を示して居ることが肯定せられねばならぬ。然し、又、他方においては、女子の産業的活動の增加にかかはらず女子有罪者の率(人口十萬に對する)は增加しないといふことは確實である』(二〇)と。同樣の結論は、ドイツについては、アシャッフェンブルグとレスネルとに依つて是認せられて居る。(二一)

(一九) Herz, ibid. S. 86 ff.
(二〇) Herz, ibid. S. 88.
(二一) Aschaffenburg, ibid. S. 184; Roesner, Handwörterbuch, S. 582.

然しながら、この結論は他の方面から再吟味せられねばならぬ。第一には、産業の發達した國と未發達の國とにおける女子の犯罪率の比較である。この點については、ローザンガールは、千八百九十年代におけるドイツと日本との女子の犯罪率を比較して『女子が社會的勞働に未だ參加しない國においては女子犯罪は甚だ少いのに反して、女子が工場、會社、若しくは、一言にして謂へば、經濟的活動に入り始めた國においては女子犯罪は直ちに甚だ强度の增加を示す』ものであると爲して居る。即ち、そこに引用せられて居る大場博士の研究に依ると、日本の女子犯罪の全犯罪に對する百分率は、千八百九十年には八・七%、千九百二年には九・四%であつたのに對して、産業の發達したドイツにつきボンガーの研究したところでは、千八百九十七年には右の率はプロイセンでは二二・〇%、ベルリンでは二七・八%、全ドイツでは二一・八%であり、千八百九十八年には右の數字は各二一・五%、二七・六%、二〇・三%であることが明らかにせられて居る。(二二) このローザンガールの主張は、稍正確性を缺くものではあるが、産業の進化及び女子の産業的進出が女子犯罪に影響を與へることを示唆するものとして注目すべきものである。

(一一一) Rozengart, ibid. p. 98; Oba, Unverbesserliche Verbrecher und ihre Behandlung, 1908, S. 9; Bonger, ibid. p. 474.

第二に、歐洲大戰を轉機として、女子は重大なる産業的進出を爲したが、この事實は女子犯罪に對して如何なる影響を與へたかといふことである。この點については、ヨーカスがフランス、ベルヂック、イギリス、イタリア及びルーマニアに關して、エクスナーがオーストリアに關して、リーブマンがドイツに關して、重要なる研究と材料とを提示して居る。フランスについては、千九百十三年から千九百二十年に至る八年間の女子犯罪率は千九百十三年を一〇〇として、七九、九〇、一一一、一一三、一三四、一五七、一七七の割合で增加したことが示されて居る。又、その增加した犯罪の主たるものは、公務執行妨害罪、竊盜罪、商業詐欺、不正投機であつて、公務執行妨害罪に對する女子の參加率は千九百十三年にはその總數の一六%であつたのが千九百十九年には二五%になり、竊盜は二三%から二九%に、商業詐欺は三三%から三五%に增加し、更に、不正投機は千九百十九年には殆んど二分の一(五〇%)を占めるに至つたことが明らかにせられて居る。又、オーストリアでは、千九百十七年を標準として見ると、戰爭に因つては、三十歲以下の女子の犯罪が平和時よりも增加し、それ以上の者の犯罪が減少したとせられて居る。女子の全犯罪現象は增加し、その最も增加の多かつたのは竊盜罪であつて、それは三十歲以下の女子に依つて爲され、しかもこれ等の若い女子に在つては獨身者において最も犯罪率が大であつたとせられて居る。特に注目すべきは戰爭中及び戰爭直後に至る間に女子犯罪の激增したのは、所謂女子特有の犯罪ではなくして從來まで男子に依つて主として獨占せられて來た犯罪であるといふ事實である。

例へば、千九百十三年には女子犯罪總數中風俗犯は二・四%、墮胎罪は六・七%を占めて居つたのが千九百二十年には前者は〇・二%、後者は二・三%といふ割合であつたのに過ぎぬが、竊盜罪は五五・五%から八二・二%即約二六・七%の增加を示して居る。ドイツについても、例へば間接的戰爭犯罪(戰爭を原因として作られた刑罰法令違反行爲たる直接的戰爭犯罪以外のもの)における女子犯罪率は千九百十三年から十九年迄の間には、全犯罪の一五・七%、一六・九%、二七・五%、三三・六%、三七・八%、三七・二五%、二四・五四%の割合で進行して居る。そして、これ等すべての現象について、特に明らかに看取せられる事實は、エクスナーの所謂「女子犯罪現象の男性化 (Vermännlichung der weibliche Kriminalität) といふことであつた。

(一一三) Yocas, L'influence de la guerre européenne sur la criminalité, 1926, p. 39 et s.; cf. p. 71 et s., 97.

(一一四) Exner, Krieg und Kriminalität in Oesterreich, 1927, S. 149 ff., Krieg und Kriminalität, 1926, S. 8.

(一一五) Liepmann, ibid. S. 134 ff.

かくして、我々は右の二箇の事實に依つて、子女犯罪現象が女子の産業的進出に因つて增加せしめられるものであるのみならず、同時に女子の産業的進出に因つて女子犯罪現象と男子犯罪現象とが同質的なものと化せしめられつつあるといふ事實を認識せねばならぬのである。このことは、又、犯罪が常に社會的に原因づけられ、以前に女子特有の犯罪と爲されたものは主として女子の特殊な社會的地位卽ち家庭內的生活に因つて條件づけられたものであつたことを意味し、且つ、最近には女子の犯罪現象も男子のそれも、ともに、資本主義的産業組織に因つて原因づ

けられつつあるものであることを理解せねばならぬのである。

三

女子犯罪現象と男子犯罪現象とがともに、近代的産業組織に原因づけられて居るものであることが明白になつたとするならば、これに對する刑事政策についても特に男子に對すると異るべきものがある筈はない。特に行刑に關しては、從來、一般に適當と爲されて居る制度のすべてがここにも徹底せしめられればよいこととなるであらう。

日本では、女子拘禁に關する特別設備(監獄法第三條)と成少年の區別(少年法第九條監獄法第二條第一項)とが特に女子犯人に對する行刑上の個別化方法とせられて居る。(一)この點については、イギリスが特に注目すべき制度を行つて居る。即ち同國では、千九百一年に設立せられたところの女子訪問者(Lady Visitors)の團體たる女子訪問者協會(Lady Visitors' Association)の活動とエールスベリー監獄(Aylesbury Institution)におけるボースタル制の適用とに因つて女子犯罪の減少に貢獻せられつつあるといふことである。女子訪問者の制度は、行刑局において任命せられたる女子をして、專ら女子拘禁者と接觸し、被釋放者保護團體と連絡して、女子犯人の救濟事業に參加せしめる制度であり、エールスベリー監獄は十六歲未滿の累犯女子に對する感化監であ

(1) Ruggles-Brise, ibid. p. 116 et seq.

勿論、右に述べたところは、既に犯罪に依り拘禁せられたる女子に對する行刑政策であるが、女子犯罪現象そのものの豫防方策としては、アシャッフェンブルグが示唆せる如く、婚姻適齡を低下せしめざることに因つて、犯罪率の特に多い早婚者の犯罪の增加を防止する方策もその一として考慮せらるべきである。(二)然し、それよりもむしろ、アメリカ及びドイツにおいて既に行はれ、最近日本においても設置の機會を得たところの婚姻相談所の有效なる運用に因つて、女子犯罪現象の防波堤たる婚姻制度の充實に對して特別の盡力が爲さるべきであらう。勿論、其の他、男子に對すると同じく、住宅、勞働、失業、貧窮等に對する社會政策的施設が徹底的に女子に對しても擴張せられ、それに依る犯罪の間接的防止が十分全うせらるべきことは當然である。

(11) Aschaffenburg, ibid. S. 189.

統制施行前後に於ける刑務作業の實蹟比較

前田靜雄

一、作業統制實施の趣旨
二、統制後に於ける作業分賦の情勢
三、統制後に於ける就業者の能率及就業に對する感情（以上本號）
四、連絡作業の意義と統制との關係
五、連絡作業に對する受刑者殊に少年受刑者の希望情況
六、緊急作業と統制との關係
七、緊急作業に於ける給養問題と該作業に對する就業者の感情
八、統制施行後の作業成績
九、昭和五年度より逐年成績比較

（一）作業統制實施の趣旨

吾國の刑務作業は、日に月に著しい進展を遂げた。之を統計上から見れば、四期に分類することが出來ると思ふ。

明治三十年代の自廳用の仕事を主なる官司作業とし其の他は總て受負作業に依つて居た時代、それから明治の末期から大正にかけて、幾何かの個人注文による官司作業と委託作業とを採り入れ、主として監獄職員の緣故を辿つて僅かにその經營を續け、大體は受負作業全盛の時代、次いで大正時代の末期から昭和六年に至る官司、委託作業の社會進出、官用主義の皷吹期、最後に現在の官用主義の徹底、殊に軍需動員計畫に依る官司、委託作業の大量生産的、工業組織化の時代であつて次の表に依つて刑務作業が如何に目醒しい進展をして來たかを、窺ひ知ることが出來ると思ふ。

官司、委託、受負作業の就業人員による消長　其一

年度	明治三十二年	明治四十年	明治四十三年	大正九年	昭和五年
官司作業 同上 業種數	三〇	五五	五三	四四	五〇
官司作業 同上 就業延人員	不明	二、三九二、三四九	一、四四五、〇三二	一、一〇六、七二一	一、六五八、〇一六
官司作業 經理作業 業種數	不明	不明	四三	四九	五一
官司作業 經理作業 就業延人員	不明	三、〇八七、七五五	三、六二八、四九〇	二、五五六、三三四	二、二三六、〇〇〇
官司作業 就業延人員合計	五、八二三、九二三	五、四八〇、一〇四	五、〇八三、五一九	三、六六三、〇四五	三、八四四、〇〇六
受負作業 業種數	二三	六二	六三	五五	三六
受負作業 就業延人員	一〇、九八、九二九	八、九四一、二三三	一二、八五三、七三一	九、三〇九、一八六	五、九五二、六四二
委託作業 全上 業種數	—	—	五九	六三	六五
委託作業 全上 就業延人員	—	—	一、六七一、一八二	二、二五六、六二三	二、四一〇、五六二
委託作業 經理作業 業種數	—	—	一六	一九	一八
委託作業 經理作業 就業延人員	—	—	二三五、九〇三	一九一、二四	一四五、〇三一
委託作業 就業延人員合計	—	—	一、九二〇、〇八四	二、四四七、七八七	二、五五一、五九三
就業延人員總計	一六、四〇、九二三	一四、四二、三六	一八、八四七、三三四	一五、四二〇、四一八	三一、〇三二、二四一

備考　本表は行刑統計に依る。明治四十一年度より委託作業表示せらる。

官司、委託、受負作業の就業一人員による消長　其二

年度別	官司作業 就業延人員	官司作業 經理作業 就業延人員	官司作業 合計 就業延人員	委託作業 就業延人員	委託作業 經理作業 就業延人員	委託作業 合計 就業延人員	受負作業 就業延人員	就業總人員計
明治三十二年		不明	三五・四%	—	—	—	六四・六%	一〇〇%
明治四十年	一六・六%	二一・四%	三八・〇%	—	—	—	六二・〇%	一〇〇%
明治四十三年	七・七%	一九・三%	二七・〇%	八・九%	一・二%	一〇・一%	六二・九%	一〇〇%
大正九年	七・三%	一六・六%	二三・八%	一四・六%	一・二%	一五・八%	六〇・四%	一〇〇%
昭和五年	一三・四%	一八・〇%	三一・四%	一九・四%	一・二%	二〇・六%	四八・〇%	一〇〇%

斯く、經理作業を主としたる時代並に受負作業を主としたる時代に於ては、各監獄は各〻自廳に適應した範圍と規模とで作業を施行して行けばそれで良かつたのであるが、夫れが漸次一般社會を、殊に他官廳、公共團體等を相手とする官業を經營する様に進展して來て、各刑務所が互に業種上競合的の關係を持つ様に近接する様になつては、其處に刑務所相互間の競爭が惹起される危機を孕む様になり、その結果、引受價格の不統一を來し註文者側の刑務作業に對する不信用問題となり、又刑務所が其の能力以上の仕事を競爭して引受けることからして納期の不確實、製品の不出來等、刑務作業の弊害を曝露し、延いては官用主義の破滅を來す處が起る危機に瀕した。

斯様に刑務作業の社會への進出は、各刑務所間に作業の統制を行ひ、此等の弊を除くと同時に今一步進んで刑務作業の合理化を爲すの要を痛切に感ずるに至つたのである。

尤も從來とても、作業の科程、賃金、就業時間等に就ては司法大臣の統制の下にあるのであるが、地方的事情又は特殊關係によつて、作業科程賃金はその動向を一つにする程度、或は是等より遠く逸脫しない様に監督する程度で、進んで統制が行はれたのは受負作業中機織工の或るものに過ぎなかつた。殊に官に於て經營の衝に當る官司、委託作業には其の要がなかつた程區々な且つ些細なものであつたのである。

然るに作業の官用主義に則る進展は、積極的統制を要する機運に近づき殊に此處數年來、東京附近の刑務所に於ては統制の前提とも見られる作業主任會議を開き註文官廳、註文品目、引受價格及び其の數量等に就て互報、協定し、自廳の作業狀態を行刑局長に開陳し、競業に陷らない様に取計らつたこともあつた。斯くするうち昭和六年九月滿洲事件の勃發となり次いで昭和七年二月上海事變が起るに及んで軍部當局は、短期間に軍需品の大量製作を要することゝなり、之を刑務作業に賴らんとするに至つて、遂に機熟し全國刑務所を三區に分つて作業統制を實質的に敷かれたのであつた——昭和七年五月行甲第七五七號官用品製作に關する企劃統一の件依命通牒——（後に北海道は凶年の爲、特殊事情による第四區設定）——

斯くして大量且要急の註文に對し官用主義を充分に發揮することを得る様用意が整へられ、各區代表刑務所として第一區は行刑局が事務を統制し、第二區は大阪刑務所、第三區は廣島刑務所が統制事務に從事することゝなつた。又一方各刑務所主要作業機械類は、從來行刑局に

其の臺帳を保管し、作業動員の資として統轄して居つたものを、各代表刑務所に於ても、其の管内の各刑務所に對し作業の企劃、註文の引受及び其の配分等の適正且つ敏速を期し得る爲、その作業設備を悉知するの要を生じ管内の主要作業機械臺帳を設けることになつた――昭和七年五月行甲第八四一號刑務所用主要機械類報告方改正の件――又地方受刑者就業餘力及び其の狀態は常に代表刑務所に通報することゝなり、機械と人とその能力とが要急、大量註文による軍需作業動員にも遲滯なく應じ得ることゝなつた。

斯様に刑務所相互間の共助、作業の連絡が出來て作業經營の円滑を計り得るに至つて、從來刑務作業の弊とされて居た幾多の難點は、現實の統制に依つて除去せられ一層の作業の發展を爲す基礎が固められたのである。

然し本統制は代表刑務所に對して法令に依る權限の賦與を伴つて居ないのであるから、單に刑務所間に於ける規約に過ぎない爲めに、代表刑務所の活動には聊隔靴搔痒の感がある。之が一層の効力を持たせるには中間機關を官制上設定することを希望するものである。

(二)統制後に於ける作業分賦の情勢

統制直前の作業經營ほ、各刑務所が獨自の立場によつて官用主義に則つて計畫を建て、その規模を標準として居つた爲め、大量の註文には手を出すことが出來なかつたのであるが、統制を敷かれた以後に於ては、縱令自廳の規模設備では分不相應の過大な註文量であつても、從來ならば空しく逸し去つて仕舞つた様な機會を捉へることが出來る様になつた。

之が爲仕事は一層多きを加へ、從つて他刑務所へ共助を求めたり又は他所の應援をしたりする共同作業が非常に增加して來た。

この結果作業分賦は、從來官用品製作が商工業地所在の刑務所に限られて居つて然らざる地域にある刑務所の作業は比較的不振であつたがこの非工業地の刑務所へ迄も行き渡る機會が多くなり統制の實蹟は目立つて現はれて來たのである。實例を數量的、品目別に發表することは許されて居らないが、第一區の如き水戸、宇都宮、甲府、新潟、秋田等の各刑務所、第二區に於ては奈良、滋賀、高松、金澤、姫路少年の各刑務所、第三區では山口岡山、熊本の各刑務所の如き官用品の作業分賦を受け、孰れも共助の實蹟を擧げ且つ作業經營難の緩和點を見出して居る情勢である。

又區内に於ける作業統制に限らず昨年末には、大量且要急なるが爲め遠く第一區から第二區、第三區へ作業分賦が行はれ、第三區から第二區へ作業共助が依頼せられる等統制性能が發揮せられたのであつた。

斯くして經濟界の不況の爲受負作業が非常の打擊を受けたにも拘らず昭和七年度決算に於ては歲入調定額は前年度に比し約四十五萬圓の增收を示し、又官用品製作高のみに就て見ても約三十八萬圓の增加となつて居る。

此等の點から見るも從來使はれてなかつた作業力が統制の實施により作業分賦が均霑し利用せられた結果と見ることが出來ると思はれる。

茲に官用品製作に就て需要の分布が統制實施の前後に於て如何に變遷したかを表示すれば左の如くである。

		軍衙	其他ノ官公署	學校	其他
官司作業	昭和七年	三一・一%	四九・八%	八・三%	一〇・八%
	昭和六年	一五・七	六三・二	一〇・一	一一・〇
委託作業	昭和七年	四四・三	四九・六	一・〇	五・一
	昭和六年	三一・〇	六二・〇	一・六	五・四

此の表で觀ても判る様に著しく軍需品の製作が增加したことは一面、事變による軍需動員が行はれたことと、他面之に依つて刑務作業が軍部によつて信賴せられ――從來は納期不確實の故を以て重要視せられて居なかつた――刑務所へ安心して大量註文を發せられる様になつたことを示すものである。

實際現下の作業統制は軍部關係のものが大部分を占めて居る狀況で、この方面の作業進展は非常動員時に限らず永續するものと見られて居る。

(三)統制後に於ける就業者の能率及就業に對する感情

刑務作業の進展は、前に述べた様に、如何に企劃經營の基本が整ひ、作業施設が完備しても、其處に働く人の能力が發揮せられなかつたならば達せられるものではない。

又如何に作業職員が東奔西走して努力しても、其處に受刑者の作業に對する心持に弛緩があつては之亦達せられるものではない。

縱令、經營、設備及人的關係が充實して居ても其處に

就業せしむべき仕事が不充分であつては到底作業の發展は望むべくもないことは自明の理である。

然るに、今回統制が敷かれて以來は前にも述べた如く註文品は軍衙其他から續々殺到し昭和六年十一月以來一般に作業時間の短縮をして居るにも係らず——昭和六年十一月行甲第二、〇五〇號、昭和七年九月行甲第二、五二七號、昭和八年三月行甲第四三五號作業時間短縮試行の件依命通牒——官用品製作には就業時間の延長をなすの已むなきに立ち至つたのである。之が爲從來時間の延長又は短縮をなすには司法大臣の認可を要する處を、特に軍需品製作には追認の形式を以て三時間以内の時間延長は隨時爲し得る樣になり、又二時間以上の延長の際は食物の給與賞與金も增加せられることゝなつた——昭和七年二月行甲第二八八號作業時間延長並食糧增給に關する件依命通牒——斯く凡ての條件が揃つたので統制施行後に於ては作業經營は敏活となり、職員の意氣、就業者の熱誠は目醒しいものがあり、その作業能力は增大し、殊に受刑者の作業に對する感情は、嘗ての强制勞働による暗い氣持から一躍忠君愛國の念に燃える、然も銃後に在つて戰線に於ける決死の意氣、驚れて後已むの奮闘的就業と變つたのである。

彼等の或る者は、從來ならば時間延長に對しては直ちに物質的要求をした。又或る者は他の就業者との作業量に對する振合を訴へた。又或る者は轉業を願ひ出たのであつたが、事變以來、彼等は寧ろ軍需品の製作に就かんことを熱望し、時間延長を物ともせず半夜、終夜作業に就くも互に相勵まし何一つ苦情を訴へるものもないといふ涙ぐましい情景を呈する程の自發的努力を示した。

斯くて彼等は仕事に潜む尊いある物を体得し、反省し作業に對する考へ方に一轉機を劃したことゝ思ふ。其處に吾々は作業による敎化的效果の顯著なる跡を見落すことは出來ぬのである。

今一、二就業者の感想の一部を見て全般を推して頂きたい。

其一「私の兄弟は九人も陸海軍人に出て戰地の勇ましい活躍振りを聞かせられて居た。

今軍需品を作る私の胸の奥にひし〳〵と印象を繰返してまゐりました。一仕事〳〵毎に神に祈る心が打ち込められて行きました。私は嬉しい、私は感激に滿ちて仕事をさせて頂きました。否私ばかりでなく皆さんが一致協力して協力仕事の完成に急ぎ勵みつゝある樣子を見て、愛國精神を目の當り味ひました——

私は軍需品製作に依つて日本男子らしき精神に一層甦らされて參りました。私の仕事が罪に生きる現在の身でも國家に

對し祖先に對する幾分の御恩返しが出來た樣な何となく明るい氣分さへして再び罪をつくらぬ忠良なる國民となる事を仕事に依つて敎へられました。

其二「私の居ります第三工場へ軍需品製作命令が下り幸なるかな此に從事するの光榮を得ました。此の軍需品は〇〇〇個の〇〇〇でありましたが、之を十日間にやれとの命令でありますから兩三日は遲々として作業の能率擧らずその前途に少なからぬ憂を抱いたのであります。所長殿が夜遲く巡視をされる度毎に「どうだね間に合ふかね」と御尋ねになるのが常でありました又作業主任殿が仕事のはかどらぬを遺憾として一日休憩時間を利用して一場の御訓示がありました。其の一節に曰く「此の軍需品を來る十日迄に是非とも仕上げて貰はなくては軍隊の直接行動に關する云々」とありました。是を聞いた我々一同は異口同音と申しませうか「やらう」もしも間に合はぬ時は徹夜なりとも敢ていとはない。所長殿や作業主任の方々があれ程御心配になつておいでになるのだから何としてもやらなくては申譯がない。又我々の責任が果されないのだ。工場の作業擔當の方は休憩にも行かず各自の持場を巡つて「——夜遲く迄働いて居るのだから体も疲れて居るだらうが御國の爲だから一生懸命にやつて貰ひたい——」と云つて巡られましたので我々は益々感動させられて今迄より以上好成績を上げました。

初めの間は到底間に合はぬと思つて居られた此の仕事も期限より二日も早く仕上げることが出來たのであります。」

此の一例を讀んでも當時作業分賦を受けた各刑務所の職員と就業者とが如何に緊張して上下一體となり之に當つたかを當時統制事務に携はつた私には今尙目前に其の光景が髣髴として感激の念を禁じ得ないのである。

斯樣に實の籠つた就業狀態では、その作業能率の向上することは驚く程で豫想を許さない、殆んど人力を超える樣な奇蹟的の能率が擧つた例は少くないのである。

從來受刑者の作業能力は一般社會の一人前の標準にして約四七パーセントと統計せられて居つた。卽ち半人前にも足りないとされて居つたのである。然るに、軍需品の製作を引受けるに及んで著しく增進せられたのである。

今實例を茲に擧げて參考に供して見る。代表刑務所では軍部よりの註文がある場合には直ちに其の品目を製作する工程毎に分解して科程の算出をやり、之を綜合して何人工を要するかを決定する。そしてこの基礎に依つて各所の作業狀態を斟酌して作業分賦が行はれるのであるが、材料の配給、其他の事情の爲往々時日の接迫を來し各刑務所では相當能力以上の負擔を受ける樣になり、又時には餘にも大量要急の引受を軍部より懇請せられた場合は最初から過重の分賦となる。

斯樣な場合は止むなく時間延長をすることゝなるのであるが、それでも當事者は納期の確保に非常に惱ませら

れる。そして如何にして之を完成すべきかに就き途方に暮れる様な場合、前例にも述べた如く奇蹟的の能率——否奇蹟ではなく眞の能率——を現はし納期前に之を完成すると云ふ感激のシーンを現出することは少くないのである。

實例を縫製品に採れば〇〇を一枚仕上げるには十一時間半は充分に要すると計算されたものが製作終了後各分賦刑務所の實際に就き平均し、その能力を計算して見ると、實に一人當一・五枚を製作したことゝなり驚嘆の眼を睜つたこともあつた。勿論之れには一部時間延長が行はれて居るのであるが、今假に終始二時間の延長が行はれたとして、當時は十一時間半——一時間短縮試行中の結果——の作業時間であつたから一日が十三時間半の就業時間となる卽ち一人當一・一七枚强に當る處、實際は一・五枚を完成したのであるから一二・七八パーセントの平均能率を得たことになる。この程度の例は數ふるに暇がない程に、統制實施後には一般に能率が高められたことを認める。

特殊の例を以てせば、上海事變突發當時には、二〇〇パーセント以上にも達した超人的能率を現はしたものもあつたことは昭和七年三月、本誌卷頭に正木書記官の述べて居られる通りである。

> 今になつて、我々は在來の所謂プリズンが失敗したとぐちをいふには及ばないのである。それは、どこまでも古い時代の古い思想の期待した所のものに背かなかつたのである。今や、我々は、更らに新しい事功を收めようとしてゐるのである。これがためには、新しい道具が必要で、この道具が手に入つた時、初めて、我々は、古い理想を實行した時に收めれたと恰も同じ成功を、個の新しい理想の實現の場合に收めることを望み得るのみである。
>
> 北米合衆國政府司法
> 省行刑局長
> サンホード・ベーツ

A Criminological Laboratory

Frank Loveland

マサチユセツツに於ける 刑事學の研究室（完）

米國マサチユセツツ州政府
行刑省調査部長
フランク・ラブランド

（一）

最近、經濟界の動搖頻りに到り、社會的不安は日を追ふて甚しいけれども、何人と雖、昧者ならざる限り、過ぐる一世紀の間に、世界の產業が異常の進步を遂げたことを拒むものはあるまい。この產業の發達と共に、程度も低く且つはたしかに步速も非常に遲れてはゐるが、之に伴つて社會的進步のあつたことは疑はれない。しかしながら、物資の生產の增進が恰も巨人の大蹈步にも似たるものゝあつたに反して、社會惡の改善の步みが遲々として進まなかつたのは、いさゝか傷しい感があるのである。

然りといへども、世界の產業機關の能率をして今日の如き高い段階にまで引き上げた人間の思想智識と、これがために費された努力とを考へ、是れと我々の社會問題を解決するべく案出せられた方法とを比較する時には、兩者の步速の比率の間に存する不權衡の甚しいのにおどろくのであるが、しかし、この不權衡の生じた理由を說明するには、別に深く思を費やす必要はないのである。產業界に在つては、常に發明的天才が鼓舞せられ而して驅使せられて來たのである。企業經營に從ふに當つては組織の才に富むだ卓拔な人物を四方より招致することができたのである。職工には、優秀な機械が與へられ、しかも、生產作業については、更らに一層の良品が更らに

一層少ない勞力と費用とで生産されえはしまいかと、一々の機械の操作が緻密な科學的な頭腦で研究されたのである。凡ての産業上の進歩の根柢には、必ずラボラトリー（實驗室）が存してゐたのである。それは、常にクリエーテイブ（創造的）で而かも創造されたものについては常にクリテイカル（批判的）で、而して、變化が改良を意味する場合には、ひた向きに變化を求めて已まない科學的精神の所産なのである。

しかるに、この産業上のラボラトリーに比すべきものは、社會の人的關係の研究の何處に發見せらるべきであるか。成程、醫學の進歩し、ラボラトリーといふ機關を經て、人間の生命の豫防維持に幾多の成功を收めてより最近に至て、リサーチ（調査）といふことが、其解剖學的の技術で、社會的關係の分野に於ても亦た吾人の改善の努力を更らに一層有効ならしむるを得るものである、といふ考へが世人に抱かるゝに至つたことは疑ひのない處であるが、しかも、現在、わが合衆國に於て、年々幾千の人命と幾億の財とが犯罪といふ人間の活動のために徒らに靡散するに任かせられてゐるにも拘らず、クリミナルによつて惹起された幾多の問題を眞劍に解剖し研究するラボラトリーの數は僅かに十指の中に算へられ得るにすぎないのである。我がナシヨナル・インダストリアル・コンフエレンス・ボード（國民産業會議委員）の見積る所では、産業調査のために年々約二億ダラが費されてゐるといふことであるが、今迄にこれだけの金額の二パーセントでも犯罪に關する調査のために費されてゐるかどうか、極めて疑はしいのである。

で、若し、我々が刑事司法機關の運用をして眞に有効な成果を擧けしめようと期待するならば、司法機關の取扱ふ原料たる犯人と彼等に對する處遇方法並びに其運用とを、産業の能率を高からしめもし醫術をして一箇のサイエンス（科學）たらしめもした其同じクリテイカル・アナリシス（批判的解剖）に付して檢討してみるといふことは、一應考慮してみる値のあるやり方ではなからうか。

しかし、犯罪に關する調査には、産業上又は醫學上の調査には見出されないような或るハンデイキヤツプがついてゐるのである。由來、犯人處遇のシステムといふものは古いミミ傳統の中に深く根を下してゐるのであつてよしたとへ、科學的な解剖で犯人に對する我々の處遇方法の或るものが全く無益であることを證明してやり、且つ其上に、もつと有望な可能性のあることの分明かつてゐる或る手段が提供せらるゝにしてからが、一般世間の輿論の中には、この提案を以て長く尊重されてゐる社會制度を破壞するものとして之をけなしつけてしまう有力な分子もあるかもしれないのである。而してまた、其上に、調査機關を設ける權能を有つてゐる當局者に、外面からは、單に學究的な興味と價値とを求めてゐるとしか見えない調査のために、納稅者の金を流用する權利が立派に國家にあるのだといふことを說得するのは、決して容易な業ではないのである。尙ほ亦た、犯罪といふ問題を眞劍に考へてゐる人でも、有効な調査は國家に傭はれてゐる官吏にはできるものではなく、かゝる調査は、個人の寄附で出來た大學とか財團法人とかで、從つて、研究の性質及び研究の結果の發表といふ點で政治上の方便主義で制肘されない團體の事業に屬すべきものである、と主張するものがあるかもしれないのである。この主張に對しては、自分は、私設にせよ國設にせよ、兩者いづれの調査機關も皆それ〴〵自己の立場を有つてゐることは、恰も公私の保護事業が各自異つた活動方面を有つてゐるのと毫も變りはない、と答へて、これに酬いんと欲するものである。犯人が凡てこの點から國家機關で取扱はれてゐるといふ事實其物が已に國家の支持による調査の必要を感ぜしめる一つのシテュエージョン（狀勢）を示してゐるものではあるまいか。クリミノロヂストが自分の書齋に引つ込んで、靜かに人之性の色々の形の邪惡とか狂痴とかいふものをたゞ瞑想するようになつては、クリミナル・リサーチはもはや効果的とは考へ得られないのである。クリミナル（犯人）である箇々の人間を捉へて熱心に研究することによつてのみ、初めて、吾人は豫防と處遇のプログラムの基礎となるべき智識を得ることができるのである。若し果してこの事が眞なりとすれば、犯罪並びに行刑に關する調査にとつて効果的の仕事を捗か取らせようとするには、國家の監督の下に在るラボラトリーは極めて便利な地位に在るものと考へられるのである。之に反して、個人の事業としての調査による方が更らに一層良好な結果が擧げられる場合も多いのである。例へば、ハーバード大學の法學部のクリミノロジーの教授グリユツク博士の研究の如き、それはたしかに今までに犯人處遇の方面で爲された最も徹底的にして然も大規模のものであるが、かういふ研究は、國家施設のプログラムによる調査の下に在つては、きつと保證はできかぬるのである。この研究は、パロール（假釋放）でリホーメートリーから釋放された五百人の受刑者の爾來

五年間の社會上の身分の變遷を示してゐるのである。行刑の事に關しては、處遇の効果の解剖といふことよりも肝要な仕事はたんとはあるまいが、國家の戒護から放たれた後引きつづき長く受刑者各自の行動の調査をするといふようなことは、少くも現在では、國家（州）にとつては、やりたくもできないことゝ思はるゝのである。

（二）

一九三一年の春、マサチユセツツ州の議會（Massachusetts General Assembly）（註——一院制）では、色々な反對意見もあつたが、遂に新たに行刑省に犯罪防止のための調査部（Division of Research for the Prevention of Crime, Department of Correction）（註——マサチユセツツ州では、プリズンに關する國家事務はデパートメント・オブ・コレクションなる一ケの獨立のステート・ボード（State board－省）で取扱はれてゐるのである。）を設置するの案を可決したのである。けれども、クリミナル・リサーチ（刑事調査）の根本となる材料が欠けてゐるのは初めから分明かつてゐたし、それに只だリサーチの目的のために材料を集めようとすると非常に費用のかさむことになつて面白くないのである。しかし、我々に必要な智識材料は、管理の職務上、刑務職員にも、行刑局にも、且つは、假釋放部の委員（Board of Parole）にとつても必要なのであるから、で、調査部の手初めの計畫として、州の行刑並びに矯正の各施設を援助して、收容されてゐる各受刑者の社會的並びに精神病學的の精確な研究を爲すために一箇のクリニツク（臨床實驗室）を設けしむることにしたのである。

調査部の本部はチヤールスタウンのステート・プリズン（州立）に設けられたのである。職員は、臨床實驗の心得あるクリミノロヂストたる部長（director）、囑託の精神病學者（a part time psychiatrist）、心理學者、男女二人宛のソーシアル・ワーカー（社會事業技師）、及び助手とより成つてゐるのである。各受刑者は收容後直ちに玆處で引見せられる。このインターヴイウ（應接會談）で得られた報告を本として、家庭、裁判所、學校、傭主醫師、社會事業團體、病院、並びに本人に關する智識を有つてゐる箇人及び團體とを包含する廣汎なフイールドインヴエステイゲーション（field investigation——現地出張調査）が行はるゝのである。かくして、得られた材料は年代を追ふた身分記錄（life history）にまとめられて、本人受刑者の精神診斷を下すために精神病學者にこの記錄が廻付される。刑務所の職員である醫務主任（physician）並びに心理學者も各自專門の診斷を下すのである。其處で、以上の順序を經て得られた材料を手にして、部長が受刑者本人と面接して色々試問するのである。これが濟んで、其處で、いよ〳〵この受刑者のケースが職員會議に付せられるのである。この會議には、上に擧げた專門の本部職員、この刑務所の所長（warden）、調査部長が列席するのであつて、行刑長官（Commissioner of Correction）の臨席せられることも屢々である。會議では、このケースがあらゆる立場から解剖され、プロブレム（問題）となつた本人の有つてゐる特徵が極めて簡明な一覽表（ステートメント）にまとめられるのである。恐らくこの結果は醫師の診斷といふような決定的な重味のあるものではなからうが、名は二の次で、肝心なのは、この會議での精神病學、心理學並びに社會學等の專門科學のもたらする總ゆる智識を應用して各受刑者の有つてゐるプロブレムを解明しようといふ其熱心な努力に在るのである。

さて、このステートメントができ上ると、假りの一時的の處遇のプログラムの筋が立てられるのである。提案されたこのプログラムが箇々のケースに如何なる範圍にまで實行に移され得るかは急には判斷しにくいからである。とにもかくにも、この本部のスタツフ（幹部職員）たる專門科學の職員の會議に管理當局の官吏が交つて、親密な關係を保つて行くといふことは、只だ單に管理組織中に精神病學者といふような專門の科學者職員を加へた場合よりも、一層有効な結果が得られるのは想像するに難くないのである。

チヤールスタンのステート・プリズンのような古いプリズンに於ける處遇設備の十分でないことを熟知してゐるものには、上述した調査解剖から得られたプログラムの可否は不十分な設備の箇別處遇の成績では分明からないといふかもしれないが、しかし、チヤールスタウンにでさへも受刑者の分類のための設備は幾分は存してゐるのである。各種の作業には職業訓練（vocational training）が得られる便利もあり、身分記錄で受刑者についての智識を有つてゐれば、本人の必要と興味と能力に適した作業に向けてやることができるのである。尙ほ、學校も病院も圖書室もあり、其他積極的な感化を及ぼす設備もあるのであるから、本人の履歷と問題とが了解されてゐれば、どうにでも處遇は運用していけるのである。管理當局にとつて、等しく重要なこの記錄の利用は、行

狀の良くない受刑者の場合で、この記錄から得られる智識で處遇方法の手加減ができるのである。

調査部で作つた受刑者のケース・ヒストリー（身分記錄）は、刑務所の管理當局に利用せらるばかりでなく、尙ほ、受刑者との關係で行刑省にも利用されるのである。由來、行刑長官に與へられてゐる最も重要な權限の一つは、受刑者を行刑施設又は矯正施設の一つより他の施設へ移す權限である。この法規のあるために、コムミツショナー（長官）は、受刑者の何れの施設に於て刑に服するを問はず、彼等各自の必要に應じて受刑者を分類する實權を有つてゐるのである。しかしながら、過去に在つては、賢明な分類の基礎となるべき十分なる事實材料が欠けてゐたのである。しかし、現在、移監（transfer）がめちやな當局の都合によるのでなく、各受刑者の處遇方法の基礎となる智識と施設の必要とに應じて爲されつゝあるのは、實に行刑長官スターンズ博士（Dr. (M. D.) Warren Stearns, Commissioner of Correction）によつて育くまれつゝあるこの調査部の力に由るのである。

（註）マサチユセツツ州には次の四つの州立の行刑施設並びに矯正施設がある。

（一）チヤールスタウンのステート・プリズン——State Prison, Charlestown
（二）ツエスト・コンコードの感化監——Massachusetts Reformatory, West-Concord
（三）フレーミンガムの女子感化監——Reformatory for Women, Framingham
以上三つの外最近に至りて
（四）ーホーク・プリズン・コロニー——Norfolk Prison Colony が新たに設けられた。

ケース・ヒストリーは、なほ亦た、受刑者の釋放の時期を決定するために、ボード・オブ・パロール（Board of Parole——假釋放部—合議体の委員制）によつて利用せらるゝのである。改めて言ふまでもないが、處刑された全人員の九十五パーセントは再び社會へ歸つて行くのである。であるから、行刑處遇の進行中に爲さるゝ受刑者についての決定の中で釋放の時期に關する決定よりも重大なものはないのである。この決定の基礎となる唯一の智識が、申請者たる受刑者自身の假釋放部の委員の前でなす曖昧な陳述で得られてゐたのは、そう古いことでもないのである。其の後になつて、一人の調査員が傭はれて、警察で本人の罪跡を調べ、鑑識課（Bureau of Identification）並びにプロベーション部

（日本刑法草案の保護觀察）（Board of Probation）から本人の罪歷を聽取してゐたのである。過ぐる數年來、かういふ外面的な事實許りでなく、もつと內面的な本人の社會的關係に屬する材料を得るに努めてゐたが、固より、私設の社會事業團體や精神病院の手に在る本人のケース・ヒストリーとは比べものにならない程ひどいものだつたのである。しかし、現在では、初めて、釋放を申請する受刑者の完全な生活記錄がパロール・ボードの手中に存することになつたのである。ケース・ヒストリーのパロール・ボードによる利用といふことを考へる際に、受刑者を研究するための現行のマサチユセツツのプラン（案）では、パロール（假釋放）を決定するために利用するといふことがケースの研究解剖をする唯一の理由ではないといふことを特記しておきたいのである。他のステート（州）では、ニユーヨークも、受刑者の研究はパロールが唯一の目的で、從つてパロール・ボードでやつてゐるのであるが、其結果は、各行刑施設で更らに二重の調査並びに診斷の機關を置くことになり、そうかといつてかうしなければ、本人の履歷と本人の性格に關する極めていゝ加減な皮相的な智識で滿足しなければならないといふ憐れむべき有樣なのである。

いよ／＼受刑者にパロールが許さるゝとなると、次にこのケース・ヒストリーは、彼をして社會生活に同化順應せしむるためパロール期間中監視と援助を怠らないパロール・オフイサー（註——アメリカでは大概の州ではプロベーション・オフイサーの外に別にパロール・オフイサーを置いてゐるようである）によつて利用せらるゝのである。行刑處遇のプログラムが收容の際に立てらるるように、今や、パロール・オフイサーは、このケース・ヒストリーから得られる受刑者の有つてゐる難點についての智識に基いて壁外に於けるトリートメント（處遇）のプログラムを立てることができるのである。

終りに、このケース・ヒストリーの利用について望ましいのは、受刑者の釋放後本人と接觸を有つことになる種々の機關がこの記錄の價値を十分に認めてくれることである。若しまた、研究の目的となつた受刑者が再び裁判所に現はれるといふ場合には、其者のケース・ヒストリーは判事とプロベーション・オフイサーによつて利用せらるゝ事ができるのである。此等の記錄がかなり集つたら犯人を鑑別するための鑑識課（Bureau of Identification）に比すべき記錄課（Bureau of Criminal Histories）ともすべき一課が是非欲しいのである。

現在、犯人の社會的關係についての智識の蒐集の際に、無駄な費用のでることは裁判所やプリズンに親しく接してゐるものは何人も知つてゐるのである。このステートプリズンに入つて來る受刑者には、少年審判所（Juvenile Court）の調査から初まつて受刑者の診査課（Divisn of Examination of Prisoners）（社會衛生省に屬す）の調査まで數へると、平均八回乃至十回の調査が施されてゐると思はれるのである。何故に此等の政府の諸機關が以前に編纂された記錄を援用しないかといふことについて與へられた理由は、此等の記錄が不完全で不精確だからといふことであつたのである。で、かういふ非難を受けないような記錄を編むのが我々の目的であるのであつて、將來もこの方針は決して失はないつもりである。診査課では已に今迄にリホーメートリーへ入つて來た八千人のすばらしい記錄を完成したのである。尙ほ引きつゞき、一年千二百ケースの記錄を編んで行く計畫である。我が調査部では、現在、州立の行刑施設へ收容さるゝ凡ての受刑者について研究を進めてゐるのであるから、マサチユセツツ州が重大な常習犯人の大部分についてのケース・ヒストリーを有つことになるのも、そう遠いことではあるまいと思ふ。

（三）

自分は、以上、ステート・プリズンに於ける研究事業について多少の叙述の筆を費やしたが、それは、刑務所の管理を更らに一層有効ならしめ且つは犯罪防止のために事實上の基礎を作るといふ二つの立場から看て、刑事學上犯人の生活記錄の編纂よりも更らに重要なものは存しないと思はれるからである。處遇の箇別化は近代行刑學の根本理論として認められてはゐるが、我がアメリカ合衆國に於て、處遇のインディビデュアリゼーション（箇別化は）は處遇せらるべき一個の人間についての精確な智識に基つかなければならないといふ事實を十分に認識してゐるステート（州）は悲しいかな一つもないのである。我がマサチユセツツのステート・プリズン、ノーホークのプリズン・コロニー及び女子感化監に於ける受刑者科學的研究の設備と合せて、受刑者診査課のやつてゐる仕事を以てすれば、マサチユセツツはピーノロヂーの此方面の先進と稱しても、あながち不遜な言ではあるまいと信ずるのである。已に議會の協贊を得てゐるから、男子感化監や新にできるステート・ファームに於ける調査並びに診斷の事業の素質も遠からずして前記の諸施設と肩

を比ぶることにならう。

（四）

現に行はれてゐるリサーチ（調査）と考案中に屬するものとは、ざつと次の四種に分類することができる。即ち、

（一）歷史的のもの（historical research）
（二）叙述的のもの（descriptive research）
（三）犯罪の因果關係を究るもの（causal research）
（四）處遇の結果に關するもの（research into the results of treatment）

是れである。

（一）歷史的調査

これは、我々の行刑管理の背景を明かにし且つは前途に對して正しい見越しを與へてくれるといふ價値があるのである。例へば、現在、過去百二十五年間のこのステート・プリズンに於ける收容者についての研究が行はれてゐるが、これによつて、世界大戰後の急激の犯罪の增加も別に今更驚くには當らないことが分明るのである。過去一世紀の間には、同じような謂ふ所の「クライム・ウェーブ」（罪潮）が幾度か起つたのであるが、數年ならずして自然に退いてしまつたのである。南北戰爭（Civil War）後の犯罪の增加率は大戰後のそれよりも遙かにひどかつたのである。尙ほ、この研究は、行はれた犯罪のタイプの差異、犯人の年齡と國籍並びに刑罰の峻嚴の度に著しい差異の存してゐることを明かに示してゐるのである。更らに、州の他の施設へ收容されたもの及びプロベーションに付せられたものに照し合せて、この研究の結果を考へると、マサチユセツツの裁判所の犯人に對して援つた處遇方法の傾向を察することができるのである、

（二）叙述的調査の中には、刑務所の受刑人口の調査即ち記述と稱すべきものが入るのである。かゝる調査は、現存の施設及び設計せらるべき施設に於て必要とせらるる處遇施設のタイプを決定する場合に利用せらるゝのである。マサチユセツツでは、今や、ノーホークにプリズン・コロニーを建造中で、正にこの問題にぶつかつてゐるのである。已に、ステート・プリズンの受刑者についての第一着の調査は終つたので、次には、ステート・プリズンとリホーメートリー兩方の受刑者について更らに

精細な解剖を行つて、新しい施設の實際の行刑管理に應ずるつもりである。しかし、かゝる研究が今後五十年先きの必要を精確に豫斷し得るとは固より主張することはできないが、しかし、過去の傾向を察し、現在の受刑人口を愼重に解剖することによつて、他の方法によるよりも一層賢明なプランが立てられると思ふのである。

(三) 因果關係に關する調査は、最も興味のあるものではあるが、同時にまた、調査中の最も困難なものでもある。近來、犯罪の原因と其防止との關係について好加減な議論をするものがゝいが、クリミノロギストやピーノロギストの多くが此問題について沈默を守つてゐるのはサイエンテイスト（科學者）として極めてふさわしい當然な態度だと思ふのである。マサチユセツツでは、少年犯罪に於けるヘリー及びブロンナーの兩博士の研究と並びに精神病局（Department of Mental Disease——獨立の一箇のステート・ボードである）の受刑者診查課の集めた材料とに誇るに足るものを有つてはゐるが、然し犯罪のこの方面の研究には推斷を下す事實上の基礎となるものは少ないのである。わが調査部が此方面で因果關係の研究を企てゝゐるのは、實に犯罪の因果關係の研究者の陷り易い陷穽のあることを熟く認めてゐるからである。しかし、犯人の生活記錄が各種の社會科學及び醫學の大家によつて作製せられ且つ釋明せられ、而して、この記錄が次ぎ次きに蓄積されるようになれば、今はないが、追つては犯罪に關する比種の調査の材料が豐富に供給さるゝことゝならう。この材料から實證されるものを提供するのが調査部の職務の一つなのである。

(四) 第四の調査は、矯正感化の事業の成績を價値づけることを目的とする研究である。已に述べたように、グリユツク博士の研究はこの方面では特にすばらしいものである。我々の仕事の規模では博士のやつたような長い期間に亘つて調査をすることは言ふべくして行はれがたいのであるが、受刑者の拘禁期間中に爲される研究にも價値のあるものは多いのである。已に爲されたかゝる研究の一例は、マサチユセツツ・リホーメートリーから假釋放されたものに對する假釋放の取消の解剖である。數年間の平均を取つてみると、リホーメートリーからパロール（假釋放）された青年の約五十パーセントは絶對の自由を與へらるゝ以前にパロールの條件を違犯してゐるのである。理想的なパロールの執行方法でやつたら幾何の取消の出てるものか、それは固より決定する事は不可能であるが、五十パーセントの取消を出すような成績からみれば、現在の制度の運用に何處かに欠點のあることは明かである。この點について爲された調査では、如何にせば取消の割合が五十パーセントから十パーセントに減ぜられ得るかといふことは示されなかつたが、パロールに關係した其筋の諸官廳で相當の考慮を拂つてくれゝば、現在の取消の割合を多少なりとも減ぜしむることができる見込があるといふ明かな要因を示したのである。

(五)

以上述ぶる所によつて、調査部の企圖する調査の方面が狹い範圍に局限せられてゐないことは明瞭である。しかし、一方、その調査材料を求むるに當りて、行刑省の管掌の區域の外には出なかつたのである。其上に、調査の規模を、州にとつて直接價値のあり、且つ私設團體でやつてゐるより更らに經濟的で有効にやれるものに限らうと試みてゐるのである。

調査と共に、調査部の機能として等しく重要なものは一つの職業としての立場で行刑界に入らんとする學生の訓練であらう。秀拔な才能を有つてゐる人で行刑界に入りたがつてゐるものは非常に多いのに、しかも一方、斯界では熟練した職員の欠乏に苦しむでゐるといふのは矛盾も極まつた話であるが、それといふのも今迄、實地の經驗のない學生と行刑當局との間を橋渡しする仕組がなかつたからである。醫學の方では學生は、實驗室で實地の經驗を積み次で病院の助手として働いてから一人前の醫師になるのである。行刑長官スターンズ博士は茲處に見る所あつて、種々盡力して、ピーノロギーに眞面目な興味を有つてゐる有能な學生を助手として行刑事務にたづさはらせる機會を與へるようにしたのである。社會衞生局(Bureau of Social Hygiene)は此目的のために奬學資金を給與し、州では、ステート、プリズンとノーホーク・プリズンコロニーに刑務官の助手としての地位を與へることにしたのである。其他にも、社會科學科出の大學卒業生中より優秀のものを選擇して特志研究家又は助手として前記の調査研究に直接の經驗を受けさせる事にしたのである。

以上、說き來つた所は、マサチユセツツ州の行刑制度中に刑事學上のラボラトリー（研究室）を完成せしむるためのプログラムである。それは第一に、刑事學上の材料の蒐集に努め、次に、犯罪の防止及び受刑者の處遇に良好な科學的基礎を据ゑる目的で此等の材料を利用する調査のプランを立て、最後に、行刑管理並びに行刑調査の專門の職員を養成訓練する任務を負ふてゐるのである。

我が調査部が事に從ふに當りては、眞理の一日にして學び得べからず、たとへ僅少なりとも刑事科學に寄與する所あるまでには勞苦の多い長い年月が必要である、ということは、十分に自覺してゐるのであるが、然しながら、科學的原理に基いてゐる事業の前には必ずや進步の明かに存することを信じて疑はないのである。（了）

Journal of Criminal Law and Criminology,
December, 1932

海外時報

『刑罰の目的と刑罰の執行』

――キヤンター博士のドイツ刑法批判――

一九三三年二月號の「モナートシユリフト・フユール・クリミナルプシコロギー・ウント・ストラーフレヒツレフオルム」「刑事心理學と刑法改正」誌には、米國バツフアロー大學のクリミノロヂーの敎授キヤンター博士(Dr. Nathaniel F. Cantar, Prof. of Criminology, University of Buffalo, Buffalo, New York)の「刑罰の目的と刑罰の執行」(„Strafzweck und Strafvollzug")なる論文が掲載せられてゐるが、博士は、この題の下に、(一)刑の目的如何(二)如何に犯罪行爲を分類すべきや(三)刑法に違犯したるものを如何に處遇すべきや、といふ三つの問題を提げて一々これを闡明すると同時に、合せて獨逸刑法に對する忌憚なき批評を試みてゐる。

先づ第一に、博士は、刑法の目的に關するドイツの刑法學派各派の學說を檢討してゐる。說は色々分かれてゐるものゝ、詮ずる所、報復か社會防衞かといふ二つの主な見解に別れるのであつて、これが今日の大勢なのである。しかし、刑法といふものは、社會も防衞し同時に法律に違犯したものを「處罰」しようと思つても、そうはいかないのである。この二つの目的は兩立するものではないのである。キヤンター博士は、この根本的の問題をドイツの論客の信ずるよりももつと簡單なものと思つてゐるのである。刑法の目的は、實生活に於ける如何なる目的に役立つものであるか、といふことに從つて自ら定まるべきものである、と博士は曰ふのである。この見解は、道德的でもなければ政治的でもなく、宗敎的でもなければ哲學的でもないもので、單に實際に起つた現象についての何れにも偏しない中立的の說明なのである。然るに現行のドイツ刑法は二つの相反する目的に事へんとするもので、報復主義の刑法(Vergeltungsstrafrecht)であると同時に亦防衞主義の刑法(Schutzstrafrecht)でもあるのである。此の「二足の草鞋」主義(„Zweispurigkeit")は、刑法の內容其物からしても亦た犯人の處遇の點からしても、當然解きがたき混亂に陷つて行かなければならないのである。この「二足の草鞋」をはかうとする主義は

結局、一九三〇年のプラーハの國際行刑會議で採用された決議、卽ち、「刑の言渡も如何ともなしがたく又は不十分である犯人のケースに於ては、行刑制度は社會の安全を保證する保安處分の制度によつて補充せられなければならない」といふ結論に納まつてしまつたのである。しかし、刑罰と社會防衞といふ二つの觀念は、刑事訴訟手續上でも亦た刑罰の執行上でも全く對角線的に對立してゐて、事實上刑罰を執行しようとする以前に、先づ、兩者いづれかに態度を決しなければならないものなのである。

第二段にドイツに於ける犯罪行爲の分類に關して、キヤンター博士は、ドイツ刑法が犯罪を重罪(Verbrechen)輕罪(Vergehen)及び違警罪(Uebertretung)の三種に分かつたことは、著しい特色だと論斷してゐるのである。かゝる分類は、刑罰の寬嚴は犯罪の輕重に相應しなければならないものであるといふ思想で支配されてゐるもので、只だ報復主義の立場からのみ正當とされ得るものである。共目的が社會の防衞に存する刑法ならば、犯罪を共輕重の度に從つて段階を分つ必要はないであらう。且つ亦た、ドイツ刑法に於ける責任能力者と無能力者との區別は、只だ報復の精神からのみ理解し得るもので、若し刑法の目的が社會の防衞であるならば、犯罪的行爲は社會に於ける其實際の影響を考慮して處斷せらるべきもので、一人の道德的責任能力あるものとしての自由意志を考慮して處斷すべきではないのである。と、博士は說き且つ、現行のドイツ刑法が第二百七十六條二項の「若し刑罰の目的が罰金刑によつて達せらるゝを得るならば」といふ條件の下に罰金刑を科してゐるのを看て、是れ亦た報復主義に出づるものなりとし、若し、刑罰の目的が社會の防衞に在るならば、罰金刑は重い犯罪にも科せられて然るべきだ、と曰つてゐる。第二百七十六條に規定せられた罰金刑は感化手段として考へられてゐるのだといふ意見に對しては、博士は、第二百七十六條の罰金刑は撰擇的に科せられてゐる罰金刑よりも其適用は少いといふ事實を示して、之に酬いてゐる。キヤンターは、刑法の改正の多くが改善並びに感化の手段を規定してゐるのを非とするではないが、彼はたゞ刑法に存する矛盾と矛盾より生ずる混亂とを指摘せんとするもので、若し、社會の利益に反して行爲するものに對する戰ひの首尾一貫したプランが立てらるべきものとするならば、この矛盾は是非とも除かれなければならないと曰つてゐる。

第三段で、博士が細叙してゐるように、ドイツの現行

刑法は、各種の罪に對して一定の處罰のタイプを規定して、刑罰執行の種類と方法とを定めてゐるが、これは改善並びに感化の手段に反してゐる。更らに、刑罰の役割を有つてゐない處遇方法を許容してゐるのは、これは報復主義とも一致してゐないのである。しかし、刑法の目的を正當なりとする其同じ規矩準繩が刑罰執行の種類方法を正當なるものとしてこそ、初めて如何にせば社會が最も善く防衛せられ得るだらうかといふ問題が解決せられるのである。と、博士は主張するのである。

キヤンター博士は、普通の刑罰執行の樣式を次の四つに分かつてゐる。卽ち、

(一) 刑罰自體(Strafe als solche)
(二) 除　害(Unschädlichmachung)
(三) 威　嚇(Abschreckung)
(四) 改　善(Besserung)

である。

刑罰自體は論理的に報復主義から出て來る唯一の執行樣式である。今日では、刑罰其者を處遇方法として採用することに贊同するものは少くなつたが、しかも尙ほ且つ報復的精神から生ずる氣圍氣はドイツの多くの行刑施設に滲み通つてゐるのである。

過去二十五年間、行刑學者は行刑に關する理論にのみ沒頭して實際の刑務所(ゲフェングニス)の建築設備に意を留むるものは甚だ少なかつたので、刑務所の建築について見るに足るものは殆んどないのである。ドイツの行刑施設は凡て惡事を働いたものを罰するといふ古い型のゲフェングニス(プリズン)を雛形として建てられたものであると曰ひ、最近ブランデンブルグに出來た新しいと呼ばれてゐるストラーフアンスタルト(行刑施設)といへども、キヤンター博士は、受刑者の改善のための施設としては通用させないのである。

處遇方法として犯人を無害にするといふ方法——死刑と終身刑とを除く——の結果は不明で、何人もこの方法が如何なる程度まで威嚇的に作用するかを知るものはないのである。社會の防衛といふことは只だ改善不可能なるものを無害にすれば足るのである。然し、感化し得るものと改善不能のものとを區別する實用的な査定條件がないので、この改善不能のものを見出すのは實に困難な仕事なのである。ドイツ並びに他の國々に於ける累犯者の數の夥しいのは、かういふ種類の犯人に對しては威嚇も其効のないことを示してゐるのである。かゝる犯人以外の社會に對する威嚇の効力の如何は未だ知られてゐないのである。刑罰が威嚇の効力によつて正當なるものとせられるのは、この効力がたしかにあると分明かつた時のみである。我々の經驗の現在の程度では、「處罰」といふやり方は其自體としては我々の望んでゐる社會的習性を養ふといふ方へは導かないのである。賢明な改善の目的は社會生活に根を下した性格を養ふ事である。と說いて、キヤンター博士は、最後に、處遇の目的としての改善のプログラムの有利なる事を推し、而して更らに再び、犯罪を防止し又は減殺せんとする改善手段としてのストラーフへ(刑)は箇々の犯行の種類と輕重によつて科せられてはならないものである。と、力說してゐるのである。

ドイツの行刑法(Strafvollzugsgesetz)の草案には改善並びに感化の趣旨方針の採り入られてゐるのが顯著であるが、刑法草案は依然として報復主義を維持してゐるのである。しかし、刑罰を科せられるゝものは刑法によつて定まるのである。ドイツの刑法も刑事訴訟手續法も犯人たる人間のタイプを見ないで、犯罪のタイプを見てゐるのである。と博士は言ひ、玆處で、刑の輕重を定めると共に刑の執行の方法を定むるものは犯罪のタイプ(Deliktstypus)である、といつたミユンヘン大學のエクスナー敎授を咎めてゐる。しかし、改善感化の思想を實行に移すとなると頗る困難で、改善の事業の助けとなるべき經驗が今尙ほ欠けてゐるのである。犯人のエルチーウング(感化)に關する我々の智識は尙ほ極めて不十分なのである。犯人を改善し再び社會化するといふ最善の努力も、それが必然的に强制壓迫の氣圍氣の中で行はれなければならないことになるので、恐らくまた失敗に終るであらう。とはいふものゝ、博士は、決して改善の努力を貶しめようとするのではなく、これを難たんずる所以のものは、合理的に立案された刑法と行刑法ですら、悲しいかないかに不確實な基礎に立たなければならないかといふ現狀を偏すらに說き示さんが爲めなのである。

更らに進んで、博士は、クリミナルに對する刑の執行と犯罪の原因との關係を說明してゐるが、犯罪の原因を知ることなくしては犯罪を防止することはできない、と喝破してゐる。犯罪の調査の基礎となる事實の收獲は今までまだ十分とはいかないのであつて、智識の欠乏してゐる以上、犯人といふものを知るためには、色々な刑罰の執行方法を試みるより外に道はないのである。ドイツの聯邦テユウリンゲンとか、ザクゼンとか、ハムブルヒ(自由市)とか、バイエルンとか、更らに、プロイセンとかで行はれてゐる色々な處遇上の方案は、只だ一箇の試みとして價値があるのである。「しかし、この試みが願つた効果をもたらすためには、刑務所の職員たる敎養のあ

る人によつて指導されなければならない。刑務所の職員は、ドイツ(ドクトル・ゲンツ)やアメリカの學者達により提唱されるように、クリミノロジーのために設けられたインステイチユウト(學校)で養成されなければならないのである。彼等の任務は、何よりも先づ第一に、問題を解決し而してこの試みのために刑務所で働くために、犯罪に關する調査の方法を完成することである」。と博士は說き、而して、終りに、

「しかし、かゝるプランを眞面目に考慮する前に、改良論者も立法者も已等の何を爲さんとするものなるかを知らなければならない。若し、これから先きに何事の爲さるべきであるかを知らんとするならば、先づ第一に、明晰な頭腦を有つてゐなければならない。刑法の任務は犯人をストラーフェン(處罰)するに在りといふ意見を持するならば、唯一の問題は、犯罪防止のあらゆる形式を廢除し、處罰の方法を選定する事である。之に反して、若し、刑法が刑事訴訟法並びに行刑法と共に、社會を防衞するために役立つべきであることを認識するならば、然らば當然、此等の司法制度の分科は悉く同じ一つの目的のため統一的に按排せられ、それ等の內部に存する矛盾は除去せられなければならない、といふ結論に達しなければならないのである。そうなれば、犯罪の原因の發見とか犯罪行爲の分類の如きは唯だ一つの問題卽ち如何にせば最も善く社會が防衞され得るだらうかといふ問題の異つた方面たるに過きない、といふことが明かに承認せらるゝにちがひないのである」。と說き、この犯罪並びに其防止に關する內容の深い論文の筆を收めてゐる。

キヤンター博士は、最近五ケ月間、歐洲大陸の行刑制度を研究しつゝあつたもので、ドイツの各處の施設、卽ち大ベルリン刑務所、ハンブルヒ及びテユウリンゲンの施設、並びにウイトリツヒ、フライエンデイーツ、ツエレ、ノイミユンスター、レンツブルヒ及びキール等のプロイセンの各刑務所を視察したのである。キヤンター博士が外國人として、かゝる短日月の間に、ドイツの刑法並びに刑罰執行の大體の事情に通曉し得たことは、其努力たる眞に驚歎するに値するものである。愼重にして精到な、しかも實際をはなれない博士の論旨は、よく〳〵我々ドイツ人が餘りにも哲學的な理論の方面のみに馳せて、これがために終に肝心な實際の目的を看落してしまうといふ典型的ともいふべきドイツ的な欠點を、まざ〳〵と我々に示してくれたのである。ドイツには、昔から、理論と實際の間には橋をかけることのできない大きな溝渠が橫はつてゐるのである。

Strafvollzug, Februar 1933

一九三二年度
アメリカ刑務會議の決議

一九三二年度アメリカ刑務會議は十月三日より七日まで五日間に亘つてインデイアナ州のインデイアナポリス市に於て開催せられ、判事、刑務所長、假釋放監督官等の官廳關係代表者、並びに私設團體代表者、教育家、統計家等約五百名の出席を見た。會議に於ては受刑者の(case work(個別的研究)慰安、糧食、法律上の救助、分類等の諸問題が議題として討究されたが、かく個別處遇の重要性の强調されたことは未だかつて見られなかつた處であるとせられてゐる。

その結果、こゝに六個の決議が得らるゝことになつたのであるが、それを見ると、特に目立つことはアメリカ經濟界不況の黑い翼が行刑並に保護事業の方面にまで蔽ひかぶさつて來ることを極度に憂へてゐることであつて、保護觀察及假釋放の社會上、經濟上有利なることを强調し、公共團體並に私設團體が經濟上の逼迫のために、この方面に於ける活動を害せらるゝことなからんことを勸奬してゐるのである。又現在諸處の警察に於て行はれ最近漸く識者の間に問題化しつゝある處の、"Third Degree"「自白强要」制度を非難し、アメリカにも人道的にして有效なる、科學的警察制度の發達しつゝあることを指摘せる決議も見えてゐる。その正文は次の通りである。

○

犯罪の豫防、近代的刑務所及び感化院制度の發達並びに保護觀察及び假釋放事業等の進化は、不可避的に犯罪人の科學的研究、公民教育、及び處遇、並びに犯罪問題の建設的處置に從事する私設機關の努力によつて援助せられ、刺激せらるゝことを要するものなるを以て、又、

之等機關の維持は主として私人の財源に依るものなるを以て、又、

之等の機關は半官的性質のものであるに拘らず、官費の補助を受け居らざるを以て、又、

社會の安寧及び防衛は之等機關の努力を繼續し益々發達せしむることを要求するものなるを以て、

アメリカ刑務會議は、之等機關の活動の節減せらるゝことなきよう、而して、之等機關の州及び國の官廳に對する援助の奪はるゝことなきよう、治安基金又は公共金庫若しくは私人の寄附に依つて、之等の國家的、州的、地方的私設團体の援助を續けられんことを一般國民に向つて勸奬すべき事を決議する。

○

失業とデフレーションの今日、會計支出當局官は、租稅に依つて維持せらるゝ保護觀察並びに假釋放管理局、又は刑務所若しくは感化院の豫算の縮を合せるといふ最も困難なる仕事に直面し居るものなるを以て、又、

之等國家機關及びその行政支分を適當に維持し、その仕事を適當に發達せしむることは國家の治安上必要缺くべからざる處なるを以て、又、

之等の官廳は裁判所その他の官憲によつて委託せらるる犯罪人の處遇に必要なる生活の標準を樹立し、且つ、特に今日の如く常態生活が全國的に調和を缺いでゐる時代に於て、之等犯罪人を常態生活に復歸せしむるために必要なる處の、犯罪人の處遇に關する個別的制度を可能ならしむる教育訓練及び社會奉仕を發達せしめたるものなるを以て、

刑務會議は、保護觀察並びに假釋放機關、感化院及び行刑施設の事業の重大性を强調し且つ、一般國民並びに支出官憲に對して、確立されたる標準の毀損せらるゝことなく、且つ、將來一層の發達を可能ならしむるよう、その重大性に比例する考慮を拂はれん事を勸奬すべきことを決議する。

かくして始めて犯罪の防壓と社會の終局的防衛の發達とが可能となるのである。

○

アメリカ刑務協會は現在の不況時に於て、一八七〇年以來本協會の信條とせる原則に對し信念を弛むべき何等の理由をも見出さゞるを以て

保護觀察及び假釋放の廣汎なる施用、受刑者の科學的檢査及び分類、受刑者に對し教育的價値を有し、且つ可及的に自由勞働との競爭を避けたる建設的作業、アメリカ國民としての原則に基ける受刑者の教育、受刑者を社會に復歸せしむるためのあらゆる科學力の利用は好況時代に於けると同じく不況時代に於ても必要なることを決議する。

○

保護司の選拔に際して適當なる訓練と注意の必要なることの益々强調せらるべきことを決議する。若し分類文官名簿に依ること能はざる場合に於ては、資格を充分分析し、望むらくは競爭試驗に基いて任命すべきである。

○

アメリカ刑務協會は茲に重ねて國際刑務會議を支持し、合衆國政府が相當の經費を以て國際刑務會議合衆國委員の地位を永久的基礎の上に置き、右委員をして會期と會期との間たえず國際刑務會議の有益なる目的の促進に寄與し得せしめんことを要求すべきことを決議する。

○

社會を犯罪に對して防衛するためには犯罪の迅速なる探索と犯人の逮捕とが最も重要なる要件であり、且つ日夜國家及び地方の治安のために生命の危險を冒せる、地方、州並びに國の警察及び犯罪防止機關の吏員に對しては充分なる信賴と敬意とが拂はれてゐるに拘らず、現今、「自白强要」なる慣行が諸處に行はれてゐる。かゝる慣行の繼續は我國に於ける法律秩序の存在そのものを脅かすものである。法律の施行は公平にして人道的であらねばならぬ。法律の無法なる强制は廢止すべきことを決議する。

アメリカ刑務會議はこの弊害の存在に對して州立法部の注意を喚起し、之を廢止するために、必要あらば法律を制定すべきことを勸奬する。

現今かく熾烈なる非難を受けつゝある、この野蠻なる探索方面に代はるべき科學的にして賢明なる方法が、幸にして既に發達しつゝあるのである。シカゴに於ける犯罪捜査研究所その他二三の進歩せる警察の犯罪の捜査及び逮捕に關しあらゆる科學力を利用せんとする努力は、本會議の推奬する處であり、かゝる新方法の採用は今日の制度よりも一層人道的にして效果のある、且つ現在の科學及び發見の結論と一層調和せるものとして全國の警察に向つて勸奬するものである。

經濟封鎖について

經濟學博士　太田正孝

本文は茶話會に於ける太田博士の講演の大要を筆記したものである。誤謬や不備の點はすべて記者の責任である。

(一)

日本は國際聯盟で殆んど全世界を相手として戰つてゐる。もし日本が聯盟の言ふことを肯かなければ、そして聯盟を脫退するといふやうなことにでもなれば、聯盟は日本に對して經濟封鎖をするかもしれぬ、さういふことがいはれてゐる。しかもそれも今日では、先づそんな心配はあるまい、否そんなことはとても出來ないことであるといふことに大體の見當が一致して來てゐる。さうした場合に、私が經濟封鎖の御話をするといふことは喧嘩すきての棒ちぎりの感がないでもない。だが經濟封鎖はないとしても、日本はいまいはゆる非常の場合に直面してゐる。國際關係の大海の中へ乘り出して、山のやうな波浪の中で揉み拔かれてゐる。國情、中でも財政經濟の事情の如きも日本が從來考へなれてゐたのとはすつかり變つて來てゐる。一體日本はどうするのであらう、この不安は大なり小なり、何人の頭にも描かれてゐる。しかしこゝが日本人としての腹のきめ時で、よく大局の動きと、流れの潮先きとに見透しをつけて、自分の力に確乎とした自信をもつて、安心してゐることが必要である。何か事ある毎に、盲目騷ぎに泡を食つて暴擧を失するやうなことがあつてはならない。ブランコに乘つてゐると、搖られながらも、否搖られることがまことに好い氣持ちである。それといふのも、綱と手の力とに自信があるからである。現在の日本もそれと同じことで、世界の動向を見透し、自國の力を信じて、いかなる威嚇にも決して狼狽せぬだけの覺悟がなければならぬ。義太夫の文句ではないが林の中でも高い樹木は風が技をば折らうとする。日本は世界中でもその高い樹になつたのである。樹が生ひ伸び、技葉をしげらすに從つて、世界の視聽は日本に集つて來る。そして何のかのと難癖をつけて來る。つまり、やつかむのである。たとへ經濟封鎖などいふことがないとしても、日本が世界の高い樹であるかぎり、風霜の厄は免れないであらう。從つて國民としては今後、異常な決心を必要とすることは勿論であるが、徒に心配すべきではない。よろしく世界に於ける日本の立場を正確に認識して、いかなる事件に對しても、順應自在なるを要する。

(二)

國際聯盟が日本を問題にしてゐるのは言ふまでもなく日支紛爭についてである。滿洲に於て日本軍の取つた行動は、自衞權の發動ではない、あれは侵略行爲である。日本は須く軍隊を以前の滿鐵附屬地へ向け撤退すべきである、かういつて聯盟は日本へ要求するのだが、日本ではそれを拒んだ。拒むのは元より日本の自由であるが、しかしそれについては日本にも一つの責任が生ずる。それは何かといふと、日本は支那に對して戰爭をしかけてはならぬといふことである。これは、日本が聯盟の要求を斥けるについて日本の負ふべき義務である。

いかにも日本は支那に對して故なく干戈を取つてはならない、又事實、故なく干戈を取つたことはないのである。ところでこゝに一つの問題がおきる。といふのは、では熱河の討伐はどうか、あれは戰爭行爲ではないのかといふことになる。支那並に聯盟の小國側では、それを戰爭行爲であると解釋する。從つて日本の拒絕に對しても、聯盟の諮問委員會ではしきりとそれを問題にする。ところで熱河省は支那の領土ではなく、滿洲の垣根の中にあるのだ。自分の垣根の中に盜人が入り込んでゐるのだ、それをふんじばるのはこつちの自由で、當然の話であると解釋する。從つて日本は滿洲國内のさわぎを取り鎭めるだけの義務を負うてゐる。熱河省の滿洲國に屬することは明白のことで、秦始皇帝が萬里の長城を築いた當時いはゆる北狄と稱したのは今の熱河邊のことを指したのであるが、そんな古いことは兎に角として、昭和二年に張學良は從來の東三省を東四省として、特別管區となつてゐた熱河を新に省に加へた、それは明に滿洲國に編入したのである。近く滿洲國が獨立を宣言した際も、熱河省を領土と認めてゐる。湯玉麟は、自分では行かなかつたが家臣を薄儀執政の許に遣はして、忠勤を抽んずべきことを誓つてゐる。加之、湯玉麟自身が、參議院副議長の要職についてゐるやうな始末である。その熱河省にさわぎがあつて見れば、日本として兵を出して鎭定に從事しなければならぬ。決して支那へ對して戰爭を仕向けてゐるわけではない。但し萬里の長城そのものが何れの領土に屬するや、やゝ問題であるが、從來の解釋ではこれも滿洲國に入るものである、といふことになつてゐる。

それはとにかく、熱河討伐は今は早終末に近づきつゝある。だが、熱河が片づいて、長城以北が靜になればそれでおしまひかといふに、必ずしもさうばかりはいへない、形勢次第相手の出やう次第である。隣室に賊がゐれば、飮は模を突き破つて伸びねばならない。從つてわが軍隊とても、自衞のためには、北平、天津までも行くやうになるかもしれない。滿洲の秩序を維持するためとあればそれも致し方はないがからとて、それは戰爭といふものではない。自衞行爲の已むを得ぬ延長に外ならぬ。

だからそれは、日本が聯盟の要求を拒絕したことに對して負ふべき「支那に對

して戰爭を仕かけぬと」いふ義務に反くことはない。從つて聯盟から制裁を受けるいはれがない。日本がかりに聯盟を脫退しても、聯盟規約により二ケ年間は、制裁の可能性によつて縛られる。だが、前述の如く何等制裁を受けるいはれがないのだから、事實上はそれによつて縛られる筈もない。だが、規約違反か違反でないか、といふのは裁判所の判決とはちがつて、聯盟加入國の頭數で決めるのであるから向う樣がさう決めてしまへば、それまでのこと、楯をついて見たところで水かけ論である。では規約違反だといふことになれば、どうするか。その時は裁判行爲として、日本に對する經濟封鎖が行はれるのである。それはどうするのかといふと、聯盟加入國は、日本に對して品物を賣らない、又日本から品物を買はない。次には日本に對して金を貸さない、又日本から金を借りない。次には日本へは、船又は人をやらない、日本からは、船又は人を來させない、といふこの三つのことを實行しようといふのである。經濟封鎖を實行しようとすればこの三つの方法を完全になし遂げなければならない。聯盟加入國にはそれを最後までやり遂げるの義務がある。ところが日本とは經濟關係の最も密接な米國といふ國がある。この國は聯盟に入つてゐない。それ故、理窟からいへば、經濟封鎖に參加する義務はないのであるが、しかし米國が仲間外れとなつては、經濟封鎖は初めから破れてしまふ。だから、經濟封鎖の破れることを防ぐ義務からいつても、聯盟側は米國を誘ひ、米國亦これに捲き込まれることにならうが、それが實はなか〳〵問題なのである。

經濟封鎖をやらうとすれば、相手はひとり日本ばかりではない、滿洲國もふくまれてゐるといふことを考へねばならない。日本と滿洲、この兩國に對する經濟封鎖が果して可能であらうか。西洋から日本へ來る通路は海陸の二つがある。陸路は滿洲國を通過し、鴨綠江を渡つて朝鮮に入る。陸續きのその範圍がなか〳〵ひろい。又海路は、一々航行中の船を捕へて臨檢しなければならぬ。この實力行爲に出づることが經濟封鎖の本質で、然らざる限りはそれは空名に終る。ところが實際上は、それが口でいふ程容易なのではないので、歷史はその失敗の事實を物語つてゐる。一つは今から百八年前ナポレオン戰爭當時の大陸封鎖、一つは世界戰爭當時に於けるドイツの封鎖がそれである。

（三）

ナポレオンは、世界に不可能なことはない、といつた意氣込で歐洲を席捲した。しかし英國だけはどうにも攻めあぐんだ。そこでかれは、いはゆるベルリン命令を出し、自分の征服した國々に命じて、一切英國との取引を絶ち、英國行の船を止め、以て英國をして、經濟的孤立の地位に陷れようとした。ところが英國には强大なる海軍力がある。制海權を握つてゐる。この實力を有する英國は、ナポレオンの經濟封鎖に對して、敢然として反擊封鎖を開始したのである。即ち反對に、大陸の經濟封鎖を試み、一切の品物を大陸に入らしめないやうにした。經濟封鎖の可能不可能を決定する第一の條件は海軍力の如何にある。それだけの海軍力なくしては、經濟封鎖など出來るものではない。で、結局、この對立では英國の勝利に歸したわけであるが、英國とても痛手は負つた。輸入が減り、品物が少いので値段があがる。物價騰貴の上に失業者が多く出るといふわけで、困るには困つたが、しかし一層困つたのは歐洲大陸であつた。食料品がウンとあがつて、生活困難となり、フランスなどは、むしろナポレオンを恨んだものであつた。しかしさういふ間にも、密貿易密輸入は盛んに行はれて、これはいかにしても防止は出來なかつたのである。

次にドイツの經濟封鎖もやはり失敗に終つてゐる。大正四年に戰爭が開始せらるゝや、ドイツは食料品に對する管理規則を設け、食料品の供給を調節した。それをきつかけに英國では、戰時禁制品の取締りといふことで、ドイツの北海全面に對して、經濟封鎖を開始した。海軍力を使用して實力を以てこれを强行しようとしたのであるが、ドイツ側では大いに憤慨して、潛航艇を放つて、片ツ端から英國の船を沈めた。否、英船のみでない中立國の船までも、見つけ次第にボンボン打ち沈めたのである。英國では當時より も沈められる船の方が多かつたといはれてゐる。そんなわけで、ドイツは封鎖を受けつゝも、二ケ年間もよく持ちこたへたのであるが、しかしその持ちこたへた原因は他にもある。

當時の戰爭は、ドイツのためにはいはゆる「準備されたる戰爭」であつたから食料品については、前々から相當の準備があつた。學者などが種々研究して、イザといふ場合代用食料品なども考へてゐた。必要に應じては生活樣式をかへるだけの覺悟も出來てゐた。それに第一ドイツではビスマーク以來の經濟政策として決して農業を忽にしなかつた。だから戰時食料品が不足したといつても、六分しか不足しなかつたといはれる程、農業を維持してゐたのである。これ程の用意のあるドイツであつたから、長い間の封鎖にもよく耐え得たのであるが、しかしドイツも困るには困つた。が、それを補ふべく、經濟封鎖には附きもの、密輸入といふ拔裏が一方に開いてゐたのである。

米國邊に在住するドイツ系のもの、手で、伊太利、和蘭、瑞西といふやうな中立國を經て、戰時必需品や食料品をさかんにドイツ國内へ送り込む。爲替相場がどう動いても、これだけは繼續されてゐた。伊太利が長い間中立の態度をとつてゐたのも、仲繼者としての利益に昧を占めてゐたからである。當時戰時に於ける貿易といはれてゐたのは、外ならぬこの密輸入のことである。利益に向つては人間は勇敢である。いかに經濟封鎖を命じようと、網の目をくゞつて必ずやこの密輸入が行はれる。それは殆んど防ぎ切れないものである。かくして、戰時ドイツ

に對する經濟封鎖も、つひにその效果を擧げることが出來なかつた。

（四）

さて、日本に對する經濟封鎖であるが聯盟が日本に對する制裁――理窟には合はぬことであり、又事實上ありはすまいと思ふが――としてそれを斷行するものと假定して、果してそれが可能なことであらうか、私は前途のナポレオン戰爭並に世界戰爭當時のその前例に徴して見ても、又、現在の世界經濟の關係からいつても、經濟封鎖なんて、實際上には出來得ないこと、考へる。その現由は（一）武力關係、（二）經濟上の犧牲が餘りに大きすぎる、（三）各國が一つの經つた大きな力となり得ない、といふことの三點に存する。以下これについて少しく說明する。

第一は武力關係であるが、前にもいふやうに、經濟封鎖を確實に實現しようとすれば、列事を抑留したり、船舶を捕へたりして、一々搭載した品物を檢べなければならない。既に實力が行使さるゝ以上さうなると日本としても只默つて臨檢を受けてはゐられない。勢ひ實力を以てお相手をすることになる。だがさうなることは、結局戰爭へ導くことである。切言すれば、封鎖即戰爭といふことに覺悟しなければならぬ次第である。ところで問題は、平和の宣傳機關であるべき聯盟が、殆んど戰爭となるに決つてゐるやうなさういふ行爲に出づることが果して穩當かといふことにもなり、さうした聯盟の規約が「自殺的規定」といはれてゐる所以であるが、しかし事實さうなれば仕方がない、これを解決するものは第一に武力である。ところでその武力であるが聯盟側に果して封鎖を實行し切るだけの武力があるか。聯盟側といつても小國は問題にならない。小國にはそんな武力もなければ、又日本との間にさしたる取引の規約が「自殺的規定」といはれてゐる所以であるが、しかし事實さうなれば仕方がない、これを解決するものは第一に武力である。ところでその武力であるが聯盟側に果して封鎖を實行し切るだけの武力があるか。聯盟側といつても小國は問題にならない。小國にはそんな武力もなければ、又日本との間にさしたる取引關係もない。で、問題とすべきは英、佛伊の三國であらう。それよりも問題とすべきは、聯盟以外の米國であらう。それに露國もある。

武力といへば、海軍力、陸軍力、空軍力の三つを考へて見ねばならぬ。とゝろでこの三つの武力とても、必ずしも數字に現はれた通りのものではない。第一軍艦には艦齡があつて、老朽になれば役に立たぬ。その他兵器とても、日新月歩で、すぐ舊式になる。補充がなか〳〵大へんである。おまけに、數字だけの武力が、全部、經濟封鎖のために出動するわけには行かない。例へば米國にして見れば、艦隊は太西洋と太平洋とに置かなければならない。近時太平洋方面へ集中するやうであるが、さりとて太西洋を空にしとくわけには行かない。又中南米方面にも相當のものは廻しておく必要がある。米國とて、必ずしも日本だけを相手にしてゐるわけには行かない。英、佛にしても、日本を經濟封鎖するために、全部の艦隊をくり出すなどいふことが出來るものでない。最近の歐洲の狀態は、到底さやうなことを許さないのである。英佛などは、自國と歐洲の問題とで手一ぱい、日本へまで手を出すやうなことは先

づあるまい。歐洲には目下第二の世界戰爭を釀し出すかもしれぬと見られてゐる程、刻々にも危機を孕みつゝある。その禍因は遠くヴエルサイユ條約から胚を引いてゐる。ヴエルサイユ條約によつて幾多の小國が出來た。これが二つの相對立する潮流を歐洲につくることになつた。即ち現狀維持を主張する國と現狀打破を主張する國との對立である。佛國をはじめ、チエツコ、スロヴアキア、ユーゴースラビア、ポーランド等が前者である。ドイツ、伊太利、ブルガリア、ハンガリー等が後者である。ドイツを何處までも押しつけようとする佛國と、ヴエルサイユ條約で出來た小國側と、同條約で痛めつけられてゐるドイツ、ブルガリア側とは利害の衝突することは、むしろ當然であらう。そこに例のムツソリニが巨腕をのばしてドイツと握手しようとする。それには御格好の相棒のヒツトラーである。そのヒツトラーが近頃はとても鼻息が荒く、荒ツぽい事をやり出すので、佛國としては、唯事でない。いつどんなことが持ち上るかもしれない。さういふ形勢になると英國とても默つてゐられない。河岸向うの火事はすぐ自分のところへ飛火する。そこへ持つて來て、自國內でもスコツトランド問題や何かゴタ〳〵が絶えず、各殖民地にも獨立の氣運が動いてゐる。かやうなわけで英、佛が日本一國を相手にして、東洋へ艦隊を向けて寄越すなど、殆んど有り得ないことである。米國には相當の海軍力はあらうが、前にいつたやうに、さう〳〵は東洋へ送り出せるものではない。送り出せば戰爭となることは考へねばならぬから、米國としても餘程愼重に取扱はなければならない。それには何といつても、經濟的利害を除外してかゝることは出來ない。

（五）

米國が、日本と經濟的に絶緣するとすると、その經濟的犧牲は容易ならぬものがある。世人はやゝもすれば、日本は輸入超加の國で金の拂分が多く、これに對して米國は品物を他國へ澤山出してゐるから、受取勘定が多い、つまり買方の國でなく賣方の國であるからそれで噴嘩をするは損なのだ、といふがしかしそれは間違つてゐる。勿論損にはちがひないが元來貿易といふものは、双方の國の利益のためにあるもので、從つてそれが止めば双方の國の損失となるものである。賣れぬ損と共に當然買へぬ損がある。賣れぬ損でいつて見れば、米國はひとり日本へ對して賣れぬ損――例へば、東洋へ棉が賣れぬとなつては大打擊である――があるばかりでなく、支那へも賣ることが出來ない。それは、經濟封鎖が開始されたとなると、ナポレオン戰爭當時のやうに、日本でも必ずや反擊封鎖をやる。日本の海軍力を以て、英米の支那との取引を邪魔するからである。すると英米の東洋貿易は上つたりになつてしまふ。しかも日本が制海權を有つ日になると買へぬ方の損も可なり大きい。例へば、日本から生絲を買へぬ打擊も大きいが、早い話がゴムの輸入も止つてしまふでらう。といふのは、勿論ゴムは日本にはないが、

米國は、殆んど世界の三分の二見當のゴムを、年々南洋から買つてゐるのであるが、日本の海軍に邪魔されてはそれが、すつかり止つてしまふ。從つて米國のゴム工業はダメとなる。又中繼貿易、支那の大豆や豆粕が日本を通つて米國へ行くそれも出來なくなつてしまふ。それに日本の生絲が米國へ行かないとすると、米國ではさわぎである。米國では絹織物は生活必要品とはいへぬとしても決して贅澤品ではない。私共はこれを文化的必要品と呼んでゐるが、それ程生絲は米國にはなくてならぬものである。第一生絲が入らぬとなると、米國の絹織物工場は殆んどあがつたり、直に閉鎖してしまはねばならぬ。失業者は續出するし、不景氣の上塗りで、米國としては堪え得られぬことである。殊に近頃は、圓が下つてゐるので、日本の品物は安い。で、英國でも米國でも日本品がどん〳〵入つてゐる。例の十仙店（ストア）など、日本品で一ぱいである。その安い日本品が買へぬとなつては、不景氣風の吹きまくつてゐる米國としては相當の痛手である。

（六）

現に印度で出來る棉の大半は日本へ來てゐるが、それが來ないとすると、丸に印度の損になる。印棉の捌け口がなくなる。英本國へ持つて行けばいゝかといふとさうはいかない。印棉は英國の紡績工場には向かない。なぜかといふと、印棉は太絲の原料にはなるが、細絲の原料にはならない。ところが英國の工場は技術が進歩してゐて、細絲をつくる、だから原料は多く米棉を用ゐる。印棉の輸出が止つては、打撃は決して少々でない。又濠洲で生産する羊毛はその三分の一位は日本へ來る、金額にして一億圓程ある。經濟封鎖によつて、それだけのものが賣れぬとなると、濠洲にとつては一大事である

米國は月賦販賣制度の發達した國で、自動車までも何でも月賦で買つてゐた。その制度が今ではペチヤンコである。それに建築がとまつてしまつた。又旅行者が少くなつたので、鐵道は敗かれない。自働、建築、鐵道何れも鐵を需要するものであるが、それがとまつてしまつたので鐵工業は大打撃である。エー・エス・スチール株はどんと下つた。不景氣は直に財政に響く、聯邦豫算は赤字八億二千萬圓、いかにしてその辻褄を合せるか。出征軍人の恩給と役人の給料で五億ドルの節約を上院できめてゐるが、そんなことでは追つつかない。インフレ政策をとるか。何れにしても物貨問題、失業問題を根本的に解決せぬ限り米國には好景氣はやつて來ない。かうした現狀にある米國である。何の餘裕があつて日本へ手を出すことが出來るであらうか。

米國には、例の戰債問題といふのが殘つてゐてそれが未だに解決してない。歐洲戰爭の際に、聯合國側の英、佛、伊等で米國から借り金の返濟問題であるが、それが元利合計二百四十億ドルもある。この問題では米國側でも歐洲側でも惱んでゐる。歐洲側としてはドイツから賠償金が入ればそれを以て米國へ返すことにすれば話はつく筈であるが、そのドイツの賠償金といふのが容易に取れない。元來この賠償金といふものが途方もないものである。戰爭の責任を全部ドイツに塗りつけ丸でドイツを罪人扱ひにした立場で、聯合國側で勝手に押しつけたものである。ドイツいかにも手きびしいものの殖民地を奪ひ、本國領土を削り、生産資源を引渡さしめた上に、更に賠償金といふものであるが、その賠償金は三十億マルクといふことに落ちついた。一千三百六十億の「天文學的數字」から一轉して三十億マルク——十五億圓といふ 少額のものに なつてしまつた。但しこれは米國と話がついたなら、といふ條件附きである。そして六月十五日と十二月十五日の對米戰債支拂期には、英國は支拂つたが、佛國は支拂はぬと議會で決議した。かくて戰債問題は容易にでその前のドーズ案の時は、ドイツはきちん〳〵と支拂つてゐた、といふのは米國から借りて支拂つたのである。米國からみるとその金は戰債の償還として、聯合國側から再び入つて來るわけで「肥らしておいてさて食ふといひ」といふやつである。だが、後のヤング案の時は、米國からの外資は得られず、その中米國の恐慌を中歐に波及しドイツ、もすつかり危局に當面し、賠償支拂が全く不可能となつた。

その結果、フーヴアー・モラトリウムとなり、又昨年の夏にはローザンヌ會議となつて、種々協議の結果が、ドイツの

片附かない。戰債が思ふやうに入らぬとすると、米國としては增稅の外はない。ところが上院議員は地方議員が多く、增稅は容易に贊成しない。稅をかけられてまで、日本のことに痴氣を病まないがとにかく米國の銀行には金は集つてゐる。集つてはゐるが、金が金としての働きをしない。言ふまでもなく、金そのものは死物で、唯一つの手段にすぎない。根本の產業が盛んにならなければ、いくら金を抱へてゐても、景氣はよくなるものでない。金は 食料の 代りとはならないのだ。

（八）

英國は近頃比較的に工合がいゝ。財政もいくらかづゝは良くなる。英國は老衰で、一度思ひ詰めたら容易に廻れ右をしない國であるが、それが長い間の傳統的自由主義を捨てゝ、一昨年あたりから保護貿易主義に代つて來てゐる。輸入品に對しては關稅をうんと取つた。そして、昨年の七月にオツタワ會議を開いて、英帝國主義——ブロック主義の下に、本國と殖民地との間の關稅協定をしてゐる。即ち自治殖民地の品物には關稅を低くしてゐる。そんなこんなで、國狀は聊か都合よく、磅も値が上つて來た。佛國あたりでは磅買ひをしてゐるのである。だが、餘り磅の爲替が上ると貿易に影響するからといふので「爲替平衡資金」といふのを設けてゐる。唯英國の困つてゐるのは例の戰債で、六月十五日の支拂期までには何とか話しをつけねばならぬ。これが頭痛の種である。

佛國は、金持國であるから 米國に次で金を吸收してゐる。しかし佛國の金は、國家が有つてゐるのでなくして、國民が持つてゐるのである。だから右から左と金は廻らない。それに先年までは不景氣知らずであつた佛國も、此頃では香ばしくない。第一に、お隣りのドイツからひどく脅かされてゐる。氣が氣でない、國粹主義でカチ〳〵のヒツトラーがナチスを土臺に、突擊隊などいふ物騷なものを作つて、大上段に振りかぶつて來てゐる。佛獨の犬猿關係は今更でないが佛は又伊太利とも折合はぬ。軍艦製造など、いつも競り合つてゐる。ムツソリニとヒツトラーとかの物騷な人間を向うに廻して、いつどんなことが 勃發するかも 分らない。

さてロシアであるが、これは聯盟には加入してゐない。だが日本としては勘定に入れておかなければならぬ。ロシアの產業の實體はどうかといふに、割によいのである。例の五ヶ年計畫を四ヶ年にちゞめて、昨年を 以て 一區切りとした。重工業には主力を注いだだけに、電氣電力、自動車の工場などは世界一大規模なものである。今年からは第二期計畫に入つて輕工業にも力を注ぐ、消費生活の方面も考へる。ロシアでは農業は失敗といはれるが必ずしもさうでない、或方面はいゝ、ダンピングをする程生產はふえてゐる。しかしロシアの勞働者はなかなかよくならない。今によくなる〳〵と宣傳で引つぱられてゐるが、昨年十二月押しつまつてから「働かざるものは都を

立退くべし」などいふ御布令を出してゐる。國内の狀態がまだ〳〵混沌としてゐるので、今の場合日本へ手を出す了見もなからうし、そんな實力もない。要するに聯盟加入國としても又米、露としても、この際日本の經濟封鎖をする程の武力もないし、利害關係からいつてもそんなことはすまい。又各國の利害と立場が相違し、錯綜してゐて、一つのまとまつた力に合一することはない。それ故、經濟封鎖など、決してあり得ない、と斷言してよからうと思ふ。

したし經濟封鎖はないとしても、日本に對する壓迫方法は他にもある。例へば日本品に對してボイコットをするとか、又は非常に高率な關稅を課するとかする。即ち報復關稅である。その他日本の船舶に對して差別待遇をするやうなこともある。いかに制裁を受けるべき理由がない、又實力からいつても、國情からいつてもそんなことはあり得ない、と當方で思つてゐたところで、向う樣のなさることであるから、さう理詰めにばかりも行かない。向うの出やう次第で、當方もその相手をしなければならぬ。それだけの覺悟は有つてゐなければならぬ。それだこでさうした場合に、日本國民はいかなる覺悟を有つべきが、又日本の實力は何處まで堪え得るか、といふ問題となる。これについては詳しいお話をしたいのであるがこゝでは略す。が日本はその難局に直面して優に堪え得るだけの實力も富も有つてゐる。それには滿洲國と固い握手をしてゐる滿洲國の資源は殆ど無限に近い。滿洲國と握手してゐる限り、少しも心配はない。外國からの輸入が杜絶しても、食料品その他生活必需品に事を缺かぬ。但し贅澤品だけはやめにしなければならない。凡そ人間の生活には、贅澤品文化品、必需品とこの三つがあるが、第一の贅澤品は絶念すること、さすれば文化品についても代用品もあり、又工夫もある。必需品には事を缺かぬ。滿洲國のある限り、自給自足は十分出來る。のみならず近時自然科學の發達は、殆んど無から有を出すかとも思へる程奇蹟的の作用をする。青木昆陽が芋をつくるのに十二年も苦心したなどいふは昔のことで今日では窒氣の中から窒素をとる。この自然科學の研究が必要である。苦しんでこそ研究は進歩する。ドイツの如きがその實例である。外國がいかなる壓迫を加へて來ようと、日本人は心配するに及ばない、又狼狽へてはならない。敵を知り己を知れば必ず勝つのである。チヤンとそれだけの見透しをつけて安心してゐるべきである。否、唯安心ではいけない、しつかりと下腹に力を入れて、ウンとかまへて、しかる後、泰然と安心して居るべきである。



切抜帖から

⊙刑事犯防止に
中央鑑識機關設置

內務省警保局では最近の刑事犯罪の激增の傾向に鑑み、刑事警察の機能刷新に關し種々研究中であるが、刑事犯罪の豫防竝に檢擧に萬全を期するためには、現代の進歩せる理化學を應用せる鑑識機關の整備擴充を最も急務とし、現在警視廳並に大阪府警察部で實行してゐる鑑識制度を聯絡統制し、その指導を行ふため現代科學の粹を應用せる中央鑑識機關を內務省に設置する方針を定め、目下具体的計畫を進めてゐるので、遲くも今秋迄には成案を得、豫算を大藏省に要求する豫定であるが、中央鑑識機關の骨子は左の通りである。

一、警察指紋の統一機關創設
一、刑事寫眞法の統制
一、血液型の研究
一、犯罪の科學的研究
一、法醫學の利用
一、贓物カード被疑者カードの作成
一、紫外線の利用

⊙少年敎護法公布せらる

現行感化法の不備を補ひ十四歲未滿の不良少年に適用して少年敎護の實を擧げんとする少年敎護法は五日官報を以て公布せられた。本法は今期議會に於ける議員提出法案であり、最初は案に不備の點が少くなかつた關係上政府に於ても氣乘りせず、さしたる期待を抱かなかつたが貴族院で十二條にわたる修正を加へた結果內務、司法兩省とも異存なきに至り政府は欣然これに同意することゝなつたもので、出來得れば昭和九年度から施行の管である。本法の施行により現行感化法は廢止されることになるが、その要綱は左の通りである。

一、本法は十四歲に滿たざる者にして不良行爲をなす虞れあるものに對して適用すること
一、從來の感化院はこれを少年敎護院とし道府縣の外國は必要の場所に敎護院を設置すること
一、少年敎護院內に少年鑑別機關を設け敎護院に入院せざる少年につきその觀察に當らしむる事
一、道府縣は少年敎護のため少年敎護委員を置くこと
一、道府縣に非ざるものが敎護院を設置せんとするときは內務大臣の認可を要すること
一、道府縣の設置する少年敎護院及び少年鑑別機關その他に要する費用は道府縣の負擔とし國庫は道府縣の支出に對し六分の一乃至二分の一を補助すること
一、少年敎護院において所定の敎科を

履修し性行改善したるものに對しては其の退院後において尋常小學校の教科を修了したるものと認定するを得ること

三、尋常科卒業以上の者

四、入所後一年以上經過し殘刑期二年六月以下の者

⊙少年受刑者に農業訓練

盛岡少年刑務所の少年受刑者農業訓練所は愈々六日から訓練を開始することゝなり、訓練所規程も左の如く決定した。

第一條　本訓練所は農業に必要なる實際的知識技能の修練並に心身の鍛練を行ふを以て目的とす

第二條　訓練期間は一ヶ年とし四月一日より開始し翌年三月二十一日を以て修了するものとす、但し必要に應じ引續き訓練を行ふことを得

第三條　實習夫の定員は二十名以上四十名以下とす

第四條　實習夫は左記各號に該當する者よりこれを選定す

一、將來農業に從事する者

二、身体強健にして行狀性向不良ならざる者

第五條　訓練は實科並に學科とし主として實科に重きを置く

第六條　實科は刑務作業を以て之に充て學科は農業の全般に亙り之を行ふ

第七條　實習時間は刑務所々定の作業時間に依る

第八條　實習夫の指導訓練は當所職員を以てこれに充て學科の教授は必要に應じ農業學校關係者地方篤農家にこれを囑託す

第九條　學科は一週七時間以内とす

第十條　實習夫を數個の家族別に分ち各家族に族長並に副族長を置く

第十一條　實習地を家族圃及び共同圃に分ち各家族の實習は家族において行ひ共同圃は協力してこれを行ふ

天候其他作業の都合に依り前項の規程に依らざることを得

第十二條　實習夫には別に定むる徽章を附す

第十三條　本規程の細則は別に之を定む

なほ右訓練所において教授する學科は左の如くである。

耕種學、畜産學、養蠶學大意、林學大意、土壤學、肥料學、農用器具機械學、加工學、農業經濟學、農村教育、農村の發展策。

⊙工場災害と血液型

不幸な傷害を招き易い工場勞働者の特徴を醫學的に決定出來ないか——これは勞働科學に投げかけられた未解決の重大問題であるが、大阪府工場監督官、大阪府衞生課長に歷任した現倉敷勞働科學研究所協働研究員平松眞兵衞氏は大正十五年以來住友關係の工場勞働者について、その血液型と工場災害との因果關係を綿密に調査研究した結果、AB型の血液型を持つ勞働者が工場内で最も災害に罹り易いといふ事實をつきとめることが出來た。

平松氏の研究によれば工場災害の痛ましい犧牲となつた勞働者の血液型は大部

分AB型であり、又工場勞働者として十年、廿年勤續してゐるものにAB型は非常に少い。AB型に次いで災害に陷り易いのはO型で、B型、A型の持主になると被害率がうんと減つてゐる。從つてこの結論からすればAB型の血液型を持つ勞働者は作業中普通の勞働者以上の注意を拂つて自分の身体を守る必要があるわけだし傷害保險契約の場合にも特別な考慮が拂はれねばならないことゝなる。

だが人間の性格、素質、能力などを血液型から判斷し類推することの當否に關しては學者の間に論爭の存する處で、氏のこの研究も決定的なものとは云はれないが、たゞいづれにせよ工場災害を機械設備の方面でなく人間の体質の方面から考へはじめたのは注目すべき科學の一進歩である。

⊙兒童虐待防止法
愈十月から實施

曩に第六十四議會を通過し最近公布された兒童虐待防止法については内務省社會局において關係勅令並に省令の起草と施行準備を急ぎつゝあつたが十一日漸く其實施に關する兩案の審議を終了したので近くこれを公布し今秋十月一日から愈これを實施することに決した。右の勅令と内務省令は道府縣に對し國庫の補助すべき經費並に地方長官が兒童の使用を禁止又は制限すべき業務の内容を規定せるものであるが、これによつて來る十月から街頭における歌舞、遊藝、物賣り等の人道上默視すべからざる諸行爲が全部一掃され、不當の虐待を受けてゐる一萬四千の兒童が救濟される譯である。

勅令案内容

一、兒童の扶養義務者より辨償を得ざる費用は道府縣の負擔とし國庫はその負擔に對しその二分の一以内を補助するもその内容は養育、醫療及び移送に要する費用とす

一、道府縣の費用に對する補助は府縣費の内寄附金その他の費用を除きたる殘額に對して行ふこと

省令案内容

一、防止法第七條第二項により兒童を使用することを禁止又は制限し得る業務左の如し

(一) 不具畸形兒童を觀覽に供する行爲

(二) 乞食

(三) 曲馬、輕業その他危險なる業務にして娯樂の用に供するもの

(四) 戸々につき又は道路において物品を販賣する業務

(五) 戸々につき又は道路において歌舞、遊藝その他諸藝を演ずる業務

(六) 藝妓、酌婦その他酒間の斡旋をなす業務



刑政第46巻第6号
矯正図書館



海外異聞錄

◇現實の「シャロツク・ホルムス」を募る

南米チリーの首都サンチアゴの警察捜査局では、最近新聞紙に廣告を掲載して普く民間から探偵「顧問」を募つた。その資格は豐富な科學知識を有し、特に犯罪捜査に關して演繹的能力の所有者でなければならない、要するに現實の「シャロツク・ホルムス」を求めるのである。警察が何故かくの如き手段に出でたかといふに、最近諸種の犯罪が、特に殺人犯が非常に巧妙に行はれるため、當局が隨分苦心しても容易に犯人が捕らない。其間に次から次と犯行が増加するため、以前の事件はついウツカリ疎かにされがちである。それに又過般ある新聞記者が疑問の死を遂げた際全國の警察を動員しても解けなかつた謎を私立探偵が巧に解決して、本職を驚嘆せしめた事實があり、要するに犯人捜査は手足の問題よりも頭の問題だといふことに衆議一致し、廣く民間から警察「顧問」を募集することになつた譯であるが、これに應じた志願者は娘一人に婦人どころの騒ぎぢやない、何しろ當節の就職難時代だけに一千五百人といふ大人數、それらの内で二百人は大學の教授でいづれも犯罪學の專門家を以て任ずる自稱天狗、その他は陸軍將官一名、海軍將校二名、前官吏四十七名、英國人失業者三名等々だが「顧問」の試驗は容易でないため、今回特別委員會が任命されたとのこと。

◇英國で刑務所新聞を發行の計畫

英國では近頃收容者を慰めるために刑務所新聞を發行する計畫が行はれてゐる。これは最初の試みで先づバークハースト及びエキセターの刑務所で實行されてゐるが、若し成績が好ければ全國の刑務所に普及される豫定である。最も從來でも各刑務所では一週間分の内外ニュースを取纏め收容者を一堂に集めて敎誨師や役人がこれを讀んで聞かしたものだが、今後これを印刷して收容者に配付し保存することを許さうといふのである。併し刑務所新聞には犯罪の記事と競馬のニュースを掲げない、それは收容者の興味を再びあらぬ方に走らせないためでグランド・ナショナルやダービーのやうな大競馬は結果だけ報ずる筈である。

◇デブのお蔭で執行猶豫

フリーダ・ミケライト夫人と呼ぶ大女は、詐欺を働いた廉によりベルリン地方裁判所で二年間の禁錮刑を宣告されたが、何しろ四百二十ポンドといふおデブさんで、監房の入口をくぐれないといふ騒ぎ典獄もその處置に困つたが、この婦人のために特別室を造る譯にも行かないとあつて、裁判長と協議の上執行猶豫にしたとはデブも時には都合の好いものである。

◇鬼界ケ島に救世軍を設置

フランスの鬼界ヶ島といはれる佛領ギアナのデヴイルス・アイランドは、佛國政府が重罪犯人を送る島だが近くこの島にフランス救世軍司令官ペイロン少將が救世軍ホームを設置し、殊に囚人がその刑務を終つて餘生をそこに過ごさうとする場合、彼等を收容して仕事を與へると同時に神の道を敎へ、精神的慰安を與へるやうにしたいといつてゐる。鬼界ヶ島に救世軍設置そしてフランス救世軍司令部のペーハン大尉は既にデヴイルス・アイランドに出張して島の事情を詳細調査したが、來る六月には更に四人の信仰厚い救世軍人を先發隊として派遣する筈だといふ。そして同島のカイエン及びサン・ローランデュ・マロニの二ケ所にホームを設ける豫定で、フランス政府もこの計畫に對して大に誠意を表し、殖民省豫算中から十万フランを提供することになつたと。

◇殺された上費用請求

近頃ドイツのシレシア地方にあつた甚だしくベラボーな話。シレシアのミユンスターベルグに近い農村で、或る貧しい勞働者が他人の畑の中で殺され、下手人は逮捕の上死刑の宣告を受けたまではよかつたが、間もなく未亡人は地方長官から殺された後の費用を要求する請求書を送られたから驚いた。その内譯は

一、檢死官が到着するまで死体に附した見張番二名の手當八マルク

一、檢死費　三十六マルク

一、畑で殺されたゝめ作物の損害賠償金　二十マルク

「いくらなんでもあんまりだ」と憤慨した未亡人が拂はぬと頑張るのも無理はない、そこで官憲との間に引續き悶着中とのこと。

◇新指紋フイルムの發明

佛國リオン警察署のルーアン博士は、足試驗室を出ずして多くの殺人犯を解決して、まるで小說中の科學探偵の化身の如く考へられてゐるが、この頃又複寫指紋の新法を發明して名聲に一段の光彩を添へた。これによると寫眞師もカメラも使はないで、普通のタンに、その商店のドアの内側にガラスを透して怪しげな男の姿を見つけた。誰何したが返事もせずドアも開かないのでテツキリ曲者と睨んだスターンは、用意のピストルを引出し怪盜を狙つて一發放した。ガラスは滅茶苦茶に破壞されたが、ギヤングの姿はもう見えなかつた。その音響を聞きつけてやつて來た近所の者を警察に走らせ、自分は勇敢にもドアの側に頑張つてゐるところへ、銃を携帶して急行した警官二名は直に商店の内部を捜査したが、そんな怪人物は影も形も見えなかつた。「イヤ私は確に見たんです。まるで私をからかつてゐるやうに、私が動くと其奴も動いたんですがね」彼がさう云つた時に警官の一人はフト別のドアに一人の人間の姿を見つけた。併し間もなくそれがドアのガラスに映つた自分の姿であると判つた時、プトと吹出しながらスターン君を顧みていつた。「そこに君の强盜がゐるよ、だが射つちやいけないそれは僕の影法師なんだから」

十分の一の時間を以て渦卷やら匝線の再現が出來る便利があり、數日を出でずして佛國全般に普及するであらうと見られてゐる。發明品はコロヂン、エーテル及び他の液狀藥品の混合物であつて、殘された指紋の跡へブラシにつけて塗ると二、三秒でゼラチン樣のフイルムにかたまつて來る。それを剝ぎ取れば上面に正確な複寫が現れるのである。現今指紋の寫し方もいろいろあるが、簡單、迅速、鮮明等の諸點に於て博士の方法に比すべきものはないといふ。

◇ギヤング橫行時代のナンセンス

米國ジョージア州アトランタ町のスターンスと呼ぶ男、パン商に雇はれ毎朝薄暗い間に得意先へパンを配達して廻つてゐたのであるが、近頃ギヤングが橫行するとの噂に戰々兢々、護身用の拳銃を肌身から離さなかつた。ところで最近の或る朝のこと、例によつて未明に一雜貨商の店頭にやつて來て、荷物を舖道に下

刑政第46巻第6号
矯正図書館



⊙野を歩みつゝ

名古屋　梅村春汀

あさみどり澄み渡りたる大空の
　廣きを己が心ともがな

明治大帝の御製のしみ〴〵と胸に泌み入る朝だ。明るい朝だ。あくまで透明に晴れ渡つた淺緑の朝空。その限りなく深く限りなく廣い蒼穹の底から柔らかい卵色の陽光はサン〳〵と地上に降り注ぐ。和やかな微風すが〳〵しい大氣。その底に息吹く萬物は皆生々潑々として朗らかな歡喜に戰いてゐる。四月の太陽の惠みに生くる自然、それはあくまで朗らかにあくまで新鮮だ。丘の畠には麥が青い穗波を打つてゐる。菜畑には黄色い花が眞盛りだ。田は可憐な紫雲英の花毛氈だ。桑の葉のそよぎ、豌豆の蔓の搖ぎ、麥も見せず犂のみ高く空に啼く野雲雀、飛ぶ胡蝶、小川の囁き風の音。小さい名も知らぬ雜草の一つ一つの芽生へにさへ陽の明るさの慈愛は注ぐ……

陽つた一日の貴い休暇の午前を、あまりに朗らかな大氣の魅惑に誘はれて野に散策の歩を運んだ私は今、この美しい大自然の交響樂に接して日頃の勞務の疲れも煩はしい思ひも夢の如く消え失せて、只あるものは碧空の大きな迫力と太陽の朗らかさを讃美し思慕する心の湧くを覺ゆるのみである。

この朗らかさこの明るさこの天地の大きな恩惠に心なき貪默草木も幸を讃へ生を歡びつゝあるに、萬物の靈長たる人と して生を享けながら明るき日に背き、朗らかな光を逃避して暗いみじめな生活を續けつゝある囚れ人の一團が、この同じ空の下同じ光の下にあることは何と云ふ悲しい事であらう。

小高い丘に立つて人家の點綴する遙かに彼方の一劃を區切る赤い墻壁の連りを振返つて見たとき、私の心に一種の感慨の湧くを覺えた。

あの中にもこの青空は仰げよう。陽は等しく輝き入るであらう。或は小鳥も蝶も見らるゝであらう。然し〳〵彼等の上に眞の明るさ朗らかさがあるであらうか世に拗ね人に背いた暗い心と行ひを持つ彼等に社會は此の大空の如き宏い心を持つて眺めて呉れるであらうか。否、と私は答へなければならぬ事を淋しく思ふ。世の人々は刑務所に囚はれつゝある人を必らず冷い眼裏んだ心で嫉忌するに違ひない。すでに親兄弟に見放され知己を失ひ心身を託すべき休息のベットを奪はれた哀れな彼等に一般のはかなさを加ふるものはこの社會嫉忌の風潮ではあるまいか。この刑餘者嫉忌の氣風の薄らがない限り行刑の眞の徹底、眞の美景は到底望み得られないであらう。非違を悔い改め新らしき甦生の心身を持ちながらこの社會の風潮のために、あたら再生の門出を誤り伸ばすべき芽を蝕ばまれて再び惡の世界に迷ひ入る者の甚だ多い事を思ひ浮べて、私は社會の陽射しが彼等の上に照る日のまだ〳〵遠い先である事を追恨する。然し現在に於ては刑餘社會に出づる者の中にも往々社會の期待や信用を裏切るが如き輩の含まるゝ事に想到すればひたすらに社會の同情なき事のみを攻撃することは出來ぬ。眞に一點非のなき精製の人として社會に復歸せしめたる後、よろしく社會の同情と理解と保護とを要求すべきである。この點に於て私達は今眼醒めなければならぬ。教育刑の眞髓を覺り彼等の眞の再生を望む途上に於て私達の執るべき道は、彼等をして誠實の魂に生くる人と化さねばならぬ。强く明るく直く玲瓏たる精神淨化の行刑を施さねばならぬ。吾が魂を以て彼の魂に喰ひ入り吾が行ひを以て彼の模範となり吾が人格の反映を彼に求めて以て彼の非違を正さねばならぬ。

太陽の光りはあらゆる微細の惡菌も之を絶滅する。そして伸ばすべき新らしき芽には慈愛の生育を與へるではないか。新らしき行刑はすべからく太陽の如く强く明るく朗らかであれ。而して私達はこの太陽の光りを思ふがまゝに輝やかせしむるがためには、彼の蒼穹の澄めるが如く透徹せる心性を以てこの道に精進せなければならぬ。自らの心の太陽の光りを遮ぎるが如きは、教育刑の使命を蠹毒する惡魔の亂れ雲である。

あさみどり澄み渡りたる大空の　……

オゝ願はくば囚れ人の胸にも、私達の心にも社會の人々の思ひにもこの雄大な明朗さが望ましい……八、四、二、……

⊙私の卑見

大分　須藤道山

行刑は人と人との關係である。其の意味に於て私は行刑並に保護は人間から出發すると前提する。

現代は人間から出發するとはオイケンの社會生活と精神生活とに現はれた言葉である。私は常に此の言葉を意味深く味はつて居る近代人は其の最も大なる發見として人間其のものの眞價を認識するに到つた。つい半世紀前迄の踏みにじられ蹴落された人間の上に輝かしい光が照り映え新しい芽生えがすく〳〵と萠え出づるに至つたのである。而も近代人の發見した此の人間と云ふのは單なる利己的な存在としてのものでなく共同社會に生きる人間としてゞある。社會を形造る人間としての判然とした社會的自覺である。社會人としての自覺なしには近代人としての眞生活があり得ない、蓋し現代は人間から出發する所以である。

同じ意味を遷延して行刑並に保護は人間から出發すると云ひ度い。行刑は人間教育の眞劍な道場だからである。ところが古い行刑思潮は慥に受刑者を人間として應待しなかつた度し難い罪鬼としてさへ處遇されたものであつた。成程罪を犯したとは云へ多くの場合それは不幸なチヤンスからであつた。誰が何時犯罪者になり得るやも知れないのである。理解ある涙が悔悟に導く以外に吾人に與へられたる良い鍵はないではないか、そこにこ

そ眞の人間味が湧き出づるのである。高座の上から怒號されるよりも大地に膝を下して手を握り合つた方が親しみ深さがあるにきまつて居る。それこそ對受刑者への根本的接渉要領である。

輔導され相談される側から平等な人間的交渉を寄せられる時受刑者はほんとうに力强い意識に立到ると云はれて居る。それによつて受刑者は自己の人間的存在を意識し人間として當然支拂はねばならぬ責任感を自らの内に養ふに至るのである。

而して刑務所は謂はゞ如く社會の縮圖である隨つて其の内に生活する刑務官も受刑者も倶に社會人としての生活者であらねばならない。

刑務所は社會生活の訓練場である。處刑を社會化し刑務所生活を社會生活化する處に新しい方向が見出されよう。皆が共働主義の旗の下に集つた新しい生活者たる可きである。而して行刑の社會化に就ては近來著しく實踐を重ね來つた、社會外部からの翹望を待つ迄もなく自ら時代的轉向を敢行しつゝある。從來よりの絶對に近い社會との遮斷を緩めて受刑者を家族知己と接觸せしむ可しとし又は接見の立會を省略し得べき場合を實施して其の效果をあげ通信度數を增加し威嚇的な情味ある戒護たらしむる等最近に於て各種の新しい試みが實施されつゝあるのである。

抑々行刑とは犯人を社會に復歸せしむるところの社會應化作用である。社會應化作用とは直に街頭に立つてパンを得る途を與ふるのみの謂ではない、彼をして其の家族に和せしめ團欒の生活を營ましめることから始めしめねばならぬのである。家庭を離れて眞の改善が期待し得らるべきでないと云ふことはケルヴアー女史が例證しチエルヘルも絶叫して居る。凡らく上述の改正は法治國たるの必然の要求ではあるが之を實現するに躊躇されぬ當局の聰明なる英斷の冴えやかさを讃へずには居られない。私をして卒直に謂はしむれば刑務所は社會組織と異なる點は只高壁あるのみの場所たらしめたい。何となれば收容中不自然な束縛になやめば惱む程自由な社會に憧れ刑罰の苛酷を、愬むことになるのである。

⊙犯罪と病氣

あばしり　虚的

吾人は屢次刑務所は病院であると教へられるのを耳にした。この前提は犯罪を病氣と譬へる事を認め、同時に裁判官と刑務官は醫者の位置と職能とを精神界に持つものであると考へる事を妥當とするのであらう。

唯裁判官は醫師の診斷方面を擔任し入院期間の宣告をなし、刑務官は入院を宣告せられたる患者の治療に從事するの差あるのみだ。

肉體的の疾病に於て醫師は患者の自訴と症狀とにより入院或は治癒期間を豫言する。

而して世界——殊に我が國の最近に於ける診斷及治療の進步は頗る長足のものであると言はれる。その醫學と權威ある

體驗と症狀を根據とせる醫師の豫言も必ずしも實際と一致せず或はより長く又或はより短くして治癒に向ひ順調なる豫後を經て快癒の喜びを味はふのだ。吾人は這の事實と行刑とを考へる時如何に多くの共通點の存するかに今更の如く感を深ふするものである。

かく病氣に對する治療期間の宣告は相對的不定期（?）である。

ましてや人の心の底に深藏せらるゝ犯罪性の診斷は更に更に至難なるべきであり、これが治癒期間は確實に豫言せらるべきものにあらずと考へられる。

刑罰が應報的なものでなくして教育的なものとして認めらるゝに於ては勿論これが教育期間は不定期的なものであらねばならぬ。

從つてこれが宣告も當然不定期刑を採用せられなければならないだらう。

然して不定期刑の宣告は果して定期的な刑罰の持つ一般豫防效果を損ずるものだらうかといふ事は未だ解決せられない疑問であり、加之定期刑の執行は彼等に贖罪による心安さを與へ累犯に墮ちる多分の可能性を持つて釋放されるのではなからうか。

猶これが執行のため收容せられるや彼等は假釋放といふ唯一の希望により比較的緊張せる受刑生活を送るとはいへ彼等は贖罪に彼等の受刑の根據を置くのではなからうか。

一方不定期刑の執行は彼等の受刑の根據を贖罪でなく彼等の非社會性の矯正にありと自覺する機會を彼等に與へるのではなからうか、彼等といへども受刑は合理的社會復歸のためである事に目醒むれば更生の强い希望と緊張に滿ち滿ちた氣持で生きて行くべく彼等の良心に命ぜられるだらう。

病氣治療に於て醫者の全治への確信と努力と患者の不斷の闘病心の力强い調和は治癒をより速かにする重要なる要素であると同じく、行刑に於て刑務官の彼等を改過遷善せしむべき確信と熱意と更正しようとする彼等の努力の調和こそは彼等の合理的社會復歸を、より速に、より確實にする原質的なものである。

不定期刑——累進制度と結ばれたる——こそは受刑者の良心をして動的なものへ轉向せしむべき唯一のものではなからうか。

かく考へる時吾人は彌その職務の至難を感じ層一層精進を決心させられる。

不定期刑は學者の頭から何時吾人刑務官の腕に委ねられるかわからない。

そして少年受刑者から成年受刑者に何時擴大せられるか豫測を許さない。

その日のために益々御互の職務精進と共により善なるものへの理解への努力を誓はふではないか。

⊙先づ内容を充たせ

沼津刑務支所　小澤生

行刑の未來を約するものは行刑の社會的進出である。

さらば私達も其目的に進まねばならない。正木書記官は本年を目して行刑自體内容を充たす年とせられた實に適切なる

御言葉である、今日の密行主義の行刑をして外部に曝されるものは逃亡、自殺、刑務官自身の不徳義より外にない。

私達は先づ第一に此禍根を絶ちたいものである人に見えない美しき人の花を世に知らしめなければならない、それには私達は刑務官自體家庭からの孤立を避けねばならないと思ふ。これは一見奇異に感ずるかも知らぬが静かに省みる時其感を深くしない者があらうか。

先づ私達は足下から踏み出さねばならない、先づ刑務官自身家庭から内容を充たさなければならない。

局長閣下は　前年の不祥事刑務官自體の不徳義を歎かれてゐる。

私達も深く遺憾の極みである。

即ち私は思ふ家庭から離れた職務上の孤立が刑務官自身を知らず〳〵導いたものではなからうかと案ずるものである。

願はくば明日の行刑を目す行刑官吏は先づ私達自體溢るゝ程充實に勉めようではないか。

⊙刑務所は訓練所たれ

大阪　西前

社會は益々複雑を極め人心は追々に廃頽し、思想に經濟に行詰りつゝある我が國の今日！。

一昨年九月滿洲の野に轟きし一銃聲意外にも東亞の平和を剌戟し延いては全世界を緊張せしめ、我が國も是に於て益々内外共に難題を負ふに到り國民も今更の如く異狀の緊張を示すに到れり、現齋藤首相は我が國非常時打開は國民の自力更生に俟つの一路に外なきことを高調された。

此の非常時日本の裏面こそ複雑多様である。

不景氣の影響か社會制度の惡弊か人心廃敗せるか社會には犯罪が激増し、一般良民も不安を抱くに至つた。

而して吾々は刑務官吏である、社會的智識を絶對必要とするも、徒らに社會狀態を評論すべき立場でない。亦餘裕もない。要は唯非常時日本を正當に認識し以て教育者として受刑者の指導に專念すれば事足れりだ。玆に私の述べんとする訓練所たるは先づ行刑は飽くまで嚴正たる可きであり亦非常時行刑の缺く可からざる素質向上を計り、次に彼等犯罪の多くは勤勞を嫌忌し、極端なる安逸享樂を求めしに因るものにて精神肉體共に忍苦の習慣を養ふの必要より來るにある。

抑も教育刑たるは受刑者をして現代社會の必然的人物を養成するにあると言ふ此の教育如何にして其の本旨を全うす可きか、動もすれば刑罰の眞髓たる嚴然さを缺き唯育目的愛の行刑に陷らんか、折角適切合理的なる行刑制度も其の運用の尖端にある吾人の行刑觀念の如何に因り唯水泡に期すであらう。

嚴正なる行刑は國家刑罰權の威信を保ち、延いては收容者に絶對的服從心を喚起せしめるが故に行刑制度の如何なる手段方法をも容易にその施行を得且つ彼等をして信頼せしめ、性格改善素質向上に

も少なくとも助力する處があらう。

亦前にも述べたる通り彼等收容者は概ね勤勞を忌み遊情を好み勞働に對する忍耐力　及び精神的苦痛にも堪え得ず、怠情に流れ隨つてかゝる犯罪も敢えて爲すに至つたのである。是に對し嚴然たる行刑の力に依り彼等に異狀の緊張を保たしめ弛緩なく勤勞忍苦を練磨し勞働精神を認識せしめ以て現代生存競爭激しき社會に出でてあらゆる難苦を突破し得る素質を涵養させねばならぬ。

我が帝國軍人は何故強いか、スパルタ武士は何故世界に名を殘したか、その味はふ處は平素の訓練による嚴正、堅固なる武士道のスパークに外ならないのである。亦獅子は十度我が子を谷底へ墜すと言ふ、刑務所に於ける彼等に與ふ可き勤勞忍苦の精神も亦同じではなからうか。

併し乍ら行刑は飽くまで嚴然たるを要するも彼等を奴隷扱ひにせよと言ふのではない。慘酷に取扱へと言ふのでない。彼に對しては飽くまで親切に内には慈母の愛を以てなし彼等をして、何處までも信用の念を抱かしめねばならぬ。

亦特に現今の非常時に際しては精神敎化の急務なるに因り吾人刑務官吏は殊更意を用ひ、協心共力彼等としても國家の一員として、やがては社會に起ち此の精神を以て非常時日本を自力の結晶に依り難關突破に當る可く膽に徹し現代の世に處する信念を刻し、重ねて圄圄の人たらざる樣鍛錬すべきである。

⊙非常時と行刑

大刑　藤井一岳

世は正に非常時、過般地方長官會議に於て内田外相は曰く「非常時に遭遇して居る事を國民は充分之れを自覺し將來幾多の事態の變化あるべき事を覺悟し縱令最惡の場合が生ずるとも、之れに堪へ得るの準備と用意とを爲し置く事が必要である」と述べ、之れが爲めには「國民一致協力、確固たる精神の下に國力の充實に努力せねばならぬと信ずる」と申されて居る。

纔て收容者は現在の嬰遇にあるを以て、社會の事情に疎く、只敎誨に於て、或ひは新聞(人)に於て非常時なる事を知るのみ。彼等が果して之れに依りて充分自覺し、或ひは將來、最惡の場合を覺悟して居るか否かは疑はざるを得ない。玆に於て非常時の行刑は彼等の時局に對する認識を一層深からしむる事が極めて肝要である。

古人の言に「百聞ハ一見ニシカズ」と此の意味に於てか我が大阪刑務所に於ては、過般行刑當局と打ち合せの結果、大阪毎日新聞社の厚意に依り熱河討伐の實寫を映寫せしめ、行刑の資に供せられた事は非常時局に於ける行刑の對策として實に效果的であつた事は云ふ迄もない。畫面を通じて得たる彼等の感想は何れも赤心を吐露して奉公を誓ひ、自力更生の目標に突進せんとする覺悟の程は全收容者の一致する處であつた。就中其の一例を照會致さう。

「國民意識を自覺した」とのタイトルに

て「オヽ私はまだ生きて居るのだ否私の魂には、未だ一脈の生氣があるのだ。…さうだ。此の魂を練て、鍛へて鐵にしてせめて後半生を御國のために尽と、氷の熱河の山野に千難萬苦、一身を賭して護國の大任を全ふさるゝ尊き實況に茫然となつてゐた私は、突然驚異と感激の夢から醒めて思はずも獨り言したのであつた」。とは收容者の感想の一節である。斯の如く彼等の感想の總てが、眞に悔悟の念と國民的精神とが共に現はれて居る事は事實である。

思ふに彼等も亦至尊の赤子だ。彼等も亦我等の同胞だ。彼等も亦忠良なる大和民族の子孫なのだ。彼等にも亦大和魂の傳統は流れて居るのだ。前途洋々たる行刑は總ゆる機會を善用し、彼等の一角に流るゝ尊き國民的大精神を喚起し刺戟せしめ得る方途を選び以て、之れに依りて正しき自我を認識せしめ得る事こそ、やがて彼等が更生の彼岸に達し、善良なる國民として國難に處し得る自覺と覺悟とを有するに至るであらう。玆に於て始めて國力は充實し、行刑は眞の行刑としての意義あると共に文字通り擧國一致以て國難進路開拓に向て勇往邁進し、果ては我が國が東洋平和に貢獻し、やがて世界の平和に貢獻する事が出來得るものであると信ずるのである。

⊙現代行刑と刑務官の人格

岡山　K生

今や行刑は時代文化の趨勢に伴ひその行く處を知らざるの狀態に到達してゐる事は周知の事實である。威嚇應報時代は其の委を潜め、敎化目的即ち文化行刑の擡頭したる事は甚だ慶賀の至である。然しながら文化行刑は殿堂の極地に達したるやの感あるも、飜つて、累犯者の激增する反比例の現實を觀る今日に於ては甚だ遺憾に堪えざるものがある。

然らば斯の如き反比例の現象は何に據りて生じたるやの眞因を探究せんか？吾人をして率直に謂はしむるならば社會政策の缺陷も多大の影響を齎す事は否めない事實であるが、是が言及はさて措いて、受刑者の內面的關係を觀察して見たいと思ふ。抑も常顧客たる即ち累犯者たるものは、再度入所するの故か、刑務所處遇の內容に通曉し、斯くすれば累進は必然であることの妙を得てか、徒らに累進的昇級にのみ重點を置き、眞の改悛、合法的社會復歸、自發的覺醒を閑却したるの所以ではなからうか、識者曰く『善良なる受刑者を造り得る事は容易なるも善良なる國民を造り得る事は至難である』と、誠に適切なる至言であると思ふ。而して常顧客者は稍もすると善良なる國民ではなくして、善良なる受刑者の部類に屬すが爲めに、一度生存競爭場裡に伍して適應性がないのではなからうか。

斯の如く探知する時然らば常顧客をして如何に是が改善し、如何に是を指導すべきであらう乎。學者は曰く『行刑は人格と人格との結合、將又人と人との關係なり』と。行刑が人格を以て人格を造り得る事を基礎の上に置く以上、吾人刑務官たるものは等しく日夜心身の練磨に務め、精神の向上に邁進し、武を勵み文に長じて人格の陶冶に專念し、純眞高潔なる人格を具備し、能く彼等を制禦し、能く誘導し以つて彼等をして合法的適性を涵養せしめ、善良なる公民として社會復歸の實を擧ぐる事は現代行刑、所謂敎化目的の中心骨髓であると同時に吾人刑務官の急務である事を痛感すると共に責任の重且つ大なる事を高唱するの所以である。

⊙感化

金澤　綠峯生

歸宅するとお隣の喜代子ちやん相變ずニコニコと御歸りなさいと迎へて呉れたそして小父ちやん小父ちやんと呼び乍ら「僕は軍人大きらひ今に大きくなつたら……」

人の子をと思つたが叱つた數へ歲僅か四つ可愛い盛りである日頃習つた童謠「僕は軍人大好きよ今に大きくなつたなら……」を誰かに前記の如く敎へられたのである。

頑是ない子供を叱つたとて何になるか三つ子の魂百まで　僕はそれが恐ろしかつたのだ、判らぬ乍らも諄々と兵隊さんの有難味を說いた今にも泣かぬ計りの顏をして居つた喜代子ちやんは聽てにつこりそして「小父ちやん僕は軍人大好きよ……」つて唄はねば駄目なのやとおおさうださうだと頭をなでてやつた。

思想國難の聲大なる現時又一顧を要するには非ざるか。

何時の世にも思想惡化の分子絕滅と云ふ事は至難な事であらう、然して今日の思想惡化はソヴエート聯邦の世界赤化の陰謀に禍されて居る事は勿論乍ら、斯の如き思想の動搖を來たさしめたる遠因は明治維新の際西洋文明を入るるに餘りに急にして其取捨を爲す暇無かりし結果も亦今日あらしめたる一つには非ざるか。

三つ子の魂

今國を擧げて建國の精神に還れと絕叫する、又宜なるかな。

前記の事は其儘放置して如何なる結果を生むかは未知數の事乍ら日常我々の行動の頑是なき子供に如何に響くかは世の父たる人母たる人の再考すべき事には非ざるか。

又行刑上の參考資料として一顧の價値無しとは誰が謂ひ得ようや。

⊙改善の要素に就いて

滋賀　黑田　巖

筆者は標題に對し、萬腔の自信を以て次ぎの三つのものを擧げ得る。

一、自己の觀念、一、周圍の愛情、一、法の適用である。

左に一の實例を揭げて理論に換へよう。

青年某（特に名を秘す）は惡友の誘惑から卑しむ可き犯罪である店頭の搔拂ひを敢てした。處が天網忽ち下つて司直の手に渡されたのである。素より愚で無い

彼其非なるを悟つて一時は自殺を思立つた事もあつたが待て暫し今死んではそれ限り罪人の汚名を被るのみか九族に迄も其不名譽を及すのだ爾今一轉して大に身を立てれば必ずや後世に於て之を雪ぐ事が出來ると確信し只管謹愼自重其罪の甚きを待つた。

此事有つて以來近隣の人々の態度は一變した彼に限らず其一家族の者を見ると嫌忌の樣子を露骨に示すのであつた。斯る內に在て彼の再親同胞の嘆きは如何ばかりか村では屈指の名家と自他共に許して居た家から有らう事か破廉恥の罪人を出したのだから。

けれど家族は徒らに歎くのみではなかつた。過ぎたるは追はずと知つて、將來を諄々諭し前轍を踏まぬ樣神樣に誓はせ世間の痛罵非難は身を以て受けてやつた。

檢事局は彼の改悛を認め、其將來を顧慮して、嚴戒の上起訴猶豫の恩典を與へた。

其後、數年を經た今日の彼は、地位聲望共々に重きを爲して居る。

筆者は此尊い實例を靜かに考察する時、犯罪者の改善は本人の意志と、周圍の者の正しい愛情と之に臨む法律との三體が、ピツタリと所謂渾然融合する時に於て初めて完成せれるのであることを思ふ。

即ち若し、肉親の者が憤怒の餘り、世間態を愧づるの極、彼を其家庭から放逐し、世人又之を嫌忌して社會から疎遠するか或は又法律が無情冷酷で何等苛責することなく彼を罰したとするならば、恐らく彼は自暴自棄に陷り、遂には救ふ可らざる惡人と成つたであらうことは想像に難くない。

さるが故に我々刑務官吏は、收容者に對して常に不偏なる正しい愛を以て臨み、法は可及限に善處適用し、さうして彼等の改悛の情を助長し、促進し扶植するやうに努め、其出るに及んでは保護關係者等と密に連絡を取り手落の無き樣にすれば必ずや近い將來に於て所期の效果を齎す事を疑はない。昭八、四、一二夜

◇

協會は四月中において死亡並に退職賻與金を夫々左の通り贈呈した。

死亡賻與金　看守渡邊酉之助外一名
　合計貳拾六圓也

退職賻與金　看守小出德太郎外四十二名
　合計貳百七拾四圓也

◇

協會發行にかゝる、正木亮著「行刑上の時事問題」「刑務所長會同大臣訓示集」は何れも賣切れとなりました。

◎選句所感

三郎君の筍の句、その素朴さがいゝ、何處か町の親戚か友人へでも土產に持つて行つたのだらう。親戚でも友人でも、それは何處の家でもいゝ。此の句の生命は中七の「繩にくゝりし」にある。訪問に出かけようとしてフト思ひついたのが筍だ。掘り出したばかりの土つきのものだ。その二三本を有り合せの荒繩でぐる〳〵と無雜作にくくつて、手にぶらさげて出かけたのである。いやに勿体ぶつたものよりも斯うした無雜作な土產の方がありがたい。此の中七の表現で、この土產を携へた人の素朴さが充分に思はれる。季節のものを土產にする句は實によく出會ふが、これ程の氣持よい句は今までになかつた。それらの句は故鄕へ持つて行くとか、親戚や友人や、先生のところとか、届ける先にばかり關心して、大切な土產自體を忘れてゐた。然るに、この句は届ける先は從であつて土產物の筍そのものに中心を置き、しかもそれを寫生で

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
締切毎月十五日限
用紙官私製葉書
編輯部選

筍を繩にくゝりし土產かな　北支　三郎
泉水ににじむ金魚や五月雨　名古屋　春汀
葉櫻にかくれて飛べる小鳥かな　豐多摩　駒生
　天地人
　秀逸
蓑かけて狹き戶口やさみだるゝ　小田原　一峯
火事消えし空の暗さや時鳥　大曲　刀羅象
芦を吹く風筋白し行々子　大曲　月舟
鮮かに葉の痕のこる櫻餅　名古屋　祐悟
ひねもすを光る若葉や裏の山　宮崎　梅月
　佳作
雲早き空落ちつかず花の上　盛岡　確男
花吹雪窓皆開けし校舍かな　大曲　呑洋

行つてゐるので、實情が籠り句が生きてゐる。寫生は何でもないやうに思つたら間違ひである。句の生命を保つための寫生は取材に對して先づ敏感でなければならぬ、敏感であれば必ず獨自なものを把握することが出來る。

□

春汀君の五月雨の句、金魚を配してその陰鬱さを効果的にしてゐる。すべて魚と云はず小鳥のやうなものまで、晴れた日をよろこぶものだ。金魚なども晴れた日には元氣がいゝ。頻りに泳ぎ廻り、水面に浮き出たり、その動作が、活潑であるが、雨の日は底に沈みがちで、極めて憂鬱である。たまの雨の日でこれである。明けても暮れてもじめじめした五月雨は憂鬱の上の憂鬱だ。水の量を增した泉水が薄く濁つてゐる底に、深く沈んで動かぬ金魚、水の上から見ると濁りのためにその姿もハッキリとせず、たゞ紅い色がにじんでゐるばかりである。そしていつ見ても沈んでゐる金魚である。中七の「にじむ金魚」は觀察鋭敏である。寫生であつて、その寫生が生きてゐる。假りにこれを「沈む金魚」としたらどうかを比較してみると、これは、頭の中で考へていくらも出來る。それだけ深い境地を持たない。鋭感に捉へると一寸したところに詩の生命が動いてゐる。これは頭の中で考へたゞけでは捉へられない。やはり寫生である。

□

駒生君の葉櫻の句は、花の後の靜かな寂しさを持つてゐる。葉櫻のもつ味は花時の華麗さとは全然異つたところにある。花に集まる人も葉櫻は多く顧みない。樹下に歩を試みるものはまことに靜かである。花の散るのを待つやうに若葉となつて行く櫻は若葉の魁で逸早くその茂りを持ち、來る人も靜かであるから、小虫の類を求める小鳥がよく集まつて、彼等のよき棲家となる。花時から速かに移り變つたこの靜かに寂しき葉櫻に遊ぶ小鳥はまた靡もなく葉の間を潜つて飛んでゐる。何となく人の心を哀愁に誘ふ情景である。此句もやはり寫生から來てゐる。

夕月や花アカシヤの匂ひ來る　大曲　雲峰
夕立や草のいきれの一しきり　京城　雄心
陽炎や吾踏む濱の砂の上　飯田　五風
新綠や小舟で廻る岩の鼻　福岡　琴松
春風や頬かむりして筏乘　群山　苔洲
汽車過ぎし煙からまる若葉かな　水戸　麗月
川向うにかたまる家や鯉のぼり　千葉　古山
瀧の音に搖れおさまらず藤の花　飯田　史山
紙燭して切る水仙の白さかな　大曲　華白
まゝごとの小さき母やつくづくし　新義州　青塵
夕づきし田に飛び殘る乙鳥かな　飯田　中洲
山房や四壁に蔦の若葉せり　松本　長田
風凪ぎし夕べの幟下しけり　甲府　夕雨
入港の船の合圖や春の雨　旭川　竹風
雪洞の破れしまゝに暮の春　岩國　錦江
水盤に盛りたる花や春惜む　名古屋　黄村
梅雨晴れや皆帆を干せる泊り船　市谷　峨房
屋根ばかり花の上なり臨濟寺　新義州　揚癇子
葉櫻に御寺の屋根のかくれけり　水戸　麥村
村の灯のともり初めたり鳴く蛙　岩國　養山

鯉のぼり皐月の空の晴れわたる　三重　叱通
朝の霧晴れたる山の櫻かな　青森　紫濕
かたまりて雨の中なる早苗取り　群山　豐岳
雨もよふ空にひゞくや遠蛙　二見ケ岡　湖山
鯉跳ねる音たま〳〵に夕涼し　姫路　松月
谷に下りて米とぐ袖や雉子の聲　秋田　一雨
舟で見る島の若葉や風渡る　飯田　畑中
蝙蝠や雨あがりゆく宵の空　巢鴨　晴月
鹿の子の親と寢てゐる樹蔭かな　晋州あら
出船觸れ來るや日永のあくび聲　網走　湖月
行春や辻に立ちたる唄乞食　旭川　小雨
春の草にじりて子等の角力かな　水戸國　子
女工皆な衣更して公休日　大曲線路　
鯉幟立てゝたび〳〵仰ぎけり　大邱花　濤
いさゝかを土産にしたる新茶かな　高知　双輪
白き蝶若葉にあそぶ山路かな　豐多摩　晴風
山裾に草刈る人や青嵐　大曲　大鵬
ゴロ〳〵と初雷の後もなし　大曲　蓮村
肥くさき風立つ畑や苧植うる　大曲船　風月
鰹風や網引上げる晝の濱　大邱漢　
スケツチの小學生や夏木立　姫路　英子



家庭の頁

蠅や蚊や蚤は

いまが退治どきです

初◇夏◇の◇衛◇生

ハヘを退治するには

■…家の廻りに腐敗物や汚物を置かないこと。塵芥箱を厳重に蓋をして置くこと。

■…便所の窓に金網を張り便池の廻りは密閉して暗くすること、ツマリ産卵の出來ないやうにする。

■…蠅は蛆のうちに殺すに限る併し抵抗力が強いからガソリンが最も有効。

■…約一升の水に一合から一合五勺位を浮かしてよく振り便池の廻りに澤山まくこと、石油乳劑勿論よし。

力を退治するには

■…蚊の飛んでゆく力は十町以内ですから人家から十町四方に蚊のわくやうな水溜りのあるのは良くない。

■…下水や天水桶は蚊に取つて惠まれた世界だから重油を鋸屑に浸みこませたものを投入れて置くとよい。

■…溜り水などには必ず石油を各家とも注ぎこむこと、一軒がしても隣がダラシなかつたら利目はない。

■…庭の植木の下に古池や溜水のあるところ、お寺の墓地に近いところには蚊が多い、お花をたてた溜水からわくのだ。

ノミを退治するには

■…粘着力に乏しい蚤の卵は人間の體や衣類から自然に落ちゴミと一緒に床の上へたまる事がある。

■…成蟲も大概ゴミの中に潜んでゐるが時節柄大掃除の際など注意すること、疊は彼等の絶好の家だから發生期前によく日光にあてゝホコリをおとすこと。

■…疊をしく前によく〳〵床を掃除して二三枚ぐらゐ新聞紙を重ねてしくのは勿論ノミよけである。

■…蚤は石油に對しては大變弱いものだから石油、石油乳劑、樟腦をその布いた新聞紙に撒布すると尚効果がある。

◇—これから惱む—◇

◇—水虫の治療法—◇

豫防は清潔と乾燥

水虫のために惱んでゐる人は非常に多いやうですが殊にこれからは一層增えて參ります。水虫は掌、殊に指の股、足の裏や指の間に出るものですが、表皮の中に發生する水泡または膿泡がだん〳〵、表層に盛上つて來て、その泡膜が破れて空洞が出來ると輕いものは一先づ治ります。しかし一時癒つたと思つても後から後からと同じ様なものが現れるし、一方がよくなれば他方に移り、なか〳〵根治しがたいものです。少し重いのになるとかゆさと灼熱感を感じ、そこをかき破るために炎症性のものになり、徽菌でも入れば化膿することもあります。水虫は水仕事をする人や多汗性の人に多いといはれて居りますが、必ずしもさうとは限りません。

治療法としては五パーセントのサルチル酸アルコール、テール膏、一パーセントの昇こうグリセリン、ポンホリンなどの局所藥がありますが、甲の人には非常によくきくが乙の人には全然きかないといふやうに、同じ藥でも人によつてきゝ目が違ひます。比較的よくきくのはグレノールといふ粉藥を二、三滴の水でとかして直ちに塗布すると多くの人に平均してきくやうです。但しこの藥は目にはいると血膜炎を起す危險がありますから指先で塗つた時はよく洗ひ落とさなければなりません。またレントゲンの治療が非常に効果ありますが、もし再發すると治療しにくゝなります。この外一日一回位リゾール浴をすると効果があります。それにはリゾール石鹸液を湯で二千倍に薄めてその中に足なり、手なりを十分間つけるのです。

ことにこれは毎年夏になつて水虫にかゝる人が夏の初めにやるといゝ豫防になります。水虫は確實な豫防といつてはありませんが、とにかく常に清潔にして乾燥させておく事が肝要です。

コレラやチフス菌には

柚子が大敵

果物・野菜の殺菌力しらべ

そろ〳〵各種病菌の活躍時代へ入つて來るが、これについて多年酸類の腐敗菌、腸チフス菌及びコレラ菌に對する殺菌を種々の方面から研究中である傳染病研究所の鐵本總吉氏は、われわれが家庭で日常用ひてゐる果物野菜の汁、ソース、酢、醬油などの腸チフス菌、コレラ菌に對する比較研究を行ひ、その結果を發表した。

それによると

1 果物の汁は、概して酸味の强いものほどチフス菌、コレラ菌に對しては、殺菌力が强い

2 わさび、しようが等は酸味としては殆どいふに足りないが、チフス菌、コレラ菌に對してはかなり殺菌力をもつてゐる

3 ゆず、わさびはまた新鮮で水々しいものは、店晒しの古いものよりも殺菌力が强い

4 ゆずの殺菌力は頗る强烈で、數千萬の生活力旺盛なコレラ菌を數分間に死滅させ、また生活力旺盛な腸チフス菌を約十二時間で死滅させる

5 わさび、大根おろしは辛いものほど殺菌力が强い

刑政第46巻第6号
矯正図書館

6 果汁、野菜の汁などは醗酵をはじめると比較的早くチフス菌、コレラ菌を死滅させる

7 酢、ソースはかなり強烈な殺菌力をもつてゐる

8 醤油、ソース、酢の三つでは酢の殺菌力が最も強くつぎはソースで醤油が一番弱い

といふわけでこれは防疫の基礎的研究の一部として重視されてゐる。しかしわさびの殺菌力が強大だからといつてコレラ菌の侵入した刺身を食つても安全だといふやうな効果は期待されぬさうだ。

バナナ

十

皮の厚いのは

十

未熟な品

二角張らぬものがおいしい

今でこそバナナと云へば、どんな田舎にも見られるやうな大衆的果物の一つとなつてゐますが、今から十幾年の昔までは贅澤な、高價な果物としてバナナは、殆ど臺灣からであります。

一般市中の店頭に陳列されてあるバナナは、キレイな黄色をしてゐますが、産地から内地へ着いたばかりの際はその黄色など想像も及ばないほどの濃い緑色し、硬く、勿論香りも味もありません。それはバナナが熱帯果物であるために、完熟したのを輸送することは到底出來ませんから[こ]むを得ず未熟のものを採集して、内地に來てから追熟させるのであります。この追熟を俗に色付と云つて着いたばかりの濃緑色のバナナを醗酵室(コンクリートで出來た地下室)に入れ、冬は、瓦斯を焚いて温め、夏は氷で冷却され、華氏の六、七十度の温度で數日間保たれる時、段々色は黄色に變じ、軟く味もつきバナナの香りもするやうになつて來ます。これが取出されて初めて店に出るのです。

斯うして色づけされて店へ出たバナナの味にも良い悪いがあつて一概に云ふと、形が大きく肥つて角がなく、皮の薄いのが良い。それと反對に色付き悪く、やせて角ばつたのはよくないものと見てさし支へありません。皮の厚いと云ふことは、皮そのものが厚いのではなく、果肉が熟しきれずに皮についてゐるからであつて、皮とされる部分が厚ければ厚いほど未熟の上にも未熟で結局風味がないと云ふことになるのです。

果物全體が黒い斑點に被はれてゐるのは悪いが、多少の斑點のあるものは必ずしも悪いとのみ限りません。

昭和八年四月中入出監竝月末在監人員 △ハ減

Prison Population during the Mouth of April, 1933

	越月員	入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増 前月比較	増 前年比較	減 前月比較	減 前年比較
受刑者	47,204	4,664	4,286	47,582	47,204	41,996	378	5,586		
被疑者	348	1,810	1,842	316	348	245	△ 32	71		
刑事被告人	6,087	3,698	3,442	6,343	6,087	4,939	256	1,419		
労役場留置者	723	834	929	628	723	603	△ 95	25		
乳兒	10	3	2	11	10	7	1	4		
總計 男	53,536	10,751	10,240	54,047	53,536	47,057	511	6,990		
總計 女	836	258	261	833	836	733	△ 3	100		
總計 計	54,372	11,009	10,501	54,880	54,372	47,790	508	7,090		

備考 内朝鮮人受刑者男2,324人 女 6人 被疑者男309人 女 4人 刑事被告人 男15人 女 4人 労役場留置者男12人

本表中外國人ヲ國籍＝ヨリ區別スレハ下ノ如シ

國名	受刑者	被疑者	刑事被告人	計
中華民國 男	131	—	4	135
中華民國 女	1	—	1	4
英吉利 男	1	—	—	1
北米合衆國 男	—	—	1	1
露西亞 男	1	—	—	1
滿洲國 男	1	—	—	1
露西哥 男	1	—	—	1
無國籍 男	1	—	—	1
總計 男	135	—	6	141
總計 女	3	—	1	4

昭和八年四月末在監者人員表

The Number of the Inmates during the Month of April, 1933

備考　×印ハ被疑者

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Accused			労役場留置者 Prisoners in "Roekijo,, (Place of labuor in lien of fine or Penalty imposed)			乳兒 Bebies in prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	1,026	—	1,026	— 28	— —	— 28	—	—	—	—	—	—	1,054	—	1,054
市谷 Ichigaya	143	8	151	×141 1,746	× 2 47	×16 1,793	44	—	44	—	—	—	2,074	57	2,131
豊多摩 Toyotama	1,425	—	1,425	— 367	— —	— 367	14	—	14	—	—	—	1,806	—	1,806
巣鴨 Sugamo	2,449	—	2,449	— —	— —	— —	3	—	3	—	—	—	2,452	—	2,452
横濱 Yokohama	713	—	713	× 6 249	— 5	× 6 254	16	1	17	—	—	—	984	6	990
千葉 Chiba	885	—	885	× 1 69	— 3	× 1 72	10	—	10	—	—	—	965	3	968
水戸 Mito	531	—	531	— 36	— 3	— 39	12	—	21	—	—	—	579	3	582
宇都宮 Utsunomiya	694	182	876	— 37	— 2	— 39	6	—	6	—	2	2	737	186	923

前橋 Maehashi	1,004	—	1,004	— 91	— 1	— 92	11	—	11	—	—	—	1,106	1	1,107
靜岡 Shizuoka	1,061	—	1,061	× 2 117	— —	× 2 117	5	—	5	—	—	—	1,185	—	1,185
甲府 Kōfu	655	1	656	— 3	— 1	— 4	46	2	48	8	—	8	712	4	716
長野 Nagano	849	—	849	× 1 116	— 4	× 1 120	7	—	7	—	—	—	973	4	977
新潟 Niigata	753	—	755	× 2 52	— 6	× 2 58	8	—	8	—	—	—	815	6	821
京都 Kyoto	900	135	1,035	× 3 151	— 6	× 3 157	27	—	27	—	1	1	1,081	142	1,223
大阪 Osaka	4,007	2	4,009	×33 611	× 1 20	×34 631	88	1	89	—	—	—	4,739	24	4,763
神戸 Kobe	1,104	—	1,104	× 3 182	— 1	× 3 183	30	1	31	—	—	—	1,319	2	1,321
奈良 Nara	770	—	770	× 1 64	— 1	× 1 65	6	—	6	—	—	—	841	1	842
滋賀 Shiga	601	—	601	×10 45	— 1	×10 46	3	—	3	—	—	—	659	1	660
德島 Tokushima	839	11	850	× 2 21	— 1	× 2 22	9	—	9	—	—	—	871	12	883
高松 Takamatsu	1,159	—	1,159	— 21	— —	— 21	5	—	5	—	—	—	1,185	—	1,185
高知 Kōchi	797	7	804	— 50	— 1	— 51	17	2	19	—	—	—	864	10	874
名古屋 Nagoya	1,887	4	1,891	× 8 233	— 10	× 8 293	20	—	20	—	—	—	2,198	14	2,212
三重 Mie	831	—	831	— 22	— —	— 22	4	—	4	—	—	—	857	—	857
岐阜 Gifu	829	—	829	— 67	— 2	— 69	12	—	12	—	—	—	908	2	910
金澤 Kanazawa	864	1	865	× 3 72	— 2	× 3 74	3	—	3	1	1	2	943	4	947

矯正図書館
刑政第46巻第6号

廣島 Hiroshima	1,652	70	1,722	× 6 168	— 8	× 6 176	17	—	17	2	—	2	1,845	78	1,923
山口 Yamaguchi	791	—	791	× 14 77	— 1	× 14 78	11	—	11	—	1	1	893	2	895
岡山 Okayama	1,046	1	1,047	× 9 77	— 1	× 9 78	23	1	24	—	—	—	1,155	3	1,158
松江 Matsue	1,095	—	1,095	— 49	× 1 2	× 1 51	4	—	4	—	—	—	1,148	3	1,151
松山 Matsuyama	865	—	865	× 4 102	— 2	× 4 104	20	2	22	—	—	—	991	4	995
長崎 Nagasaki	1,244	101	1,345	× 15 133	— 7	× 15 140	8	—	8	1	—	1	1,401	108	1,509
福岡 Fukuoka	2,309	1	2,310	× 13 178	— 3	× 13 181	16	—	16	—	—	—	2,516	4	2,520
熊本 Kumamoto	893	—	893	× 2 23	— 2	× 2 25	5	—	5	1	—	1	924	2	926
鹿兒島 Kagoshima	728	—	728	— 56	— —	— 56	10	—	10	—	—	—	794	—	794
宮崎 Miyazaki	946	—	946	× 4 138	× 1 9	× 5 147	6	—	6	—	1	1	1,094	11	1,105
沖繩 Okinawa	252	6	258	— 46	— 1	— 47	2	—	2	—	—	—	300	7	307
宮城 Miyagi	1,494	57	1,551	× 1 130	— 5	× 1 135	29	—	29	—	—	—	1,654	62	1,716
秋田 Akita	820	—	820	— 57	— 1	— 58	21	7	28	—	—	—	898	8	906
青森 Aomori	353	—	353	× 1 25	— —	× 1 25	4	—	4	—	—	—	383	—	383
札幌 Sapporo	1,359	36	1,395	× 6 127	— 5	× 6 132	23	1	24	—	—	—	1,515	42	1,557
函館 Hakodate	454	—	454	× 1 68	— 3	× 1 71	5	1	6	—	—	—	528	4	532
網走 Abashiri	573	—	573	× 4 5	× 2 —	× 6 5	1	—	1	—	—	—	583	2	585

— 80 —

釧路 Kushiro	288	—	288	— 9	× 1 —	× 1 9	6	1	7	—	—	—	303	2	305
小田原（少年） Odawara (for juvenil delinquents)	393	—	393	— 15	— —	— 15	3	—	3	—	—	—	411	—	411
川越（同） Kawagoe (ditto)	288	—	288	— —	— —	— —	—	—	—	—	—	—	288	—	288
姫路（同） Himeji (ditto)	679	—	679	— 19	— 3	— 22	12	—	12	—	—	—	710	3	713
岡崎（同） Okazaki (ditto)	226	—	226	× 7 61	— 1	× 7 62	—	—	—	—	—	—	294	1	295
岩國（同） Iwakuni (ditto)	348	—	348	— 9	— —	— 9	—	—	—	—	—	—	357	—	357
久留米（同） Kurume (ditto)	478	—	478	× 1 15	— 2	× 1 17	6	—	6	—	—	—	500	2	502
盛岡（同） Morioka (ditto)	299	—	299	— 27	— 3	— 30	6	—	6	—	—	—	332	3	335
北海（同） Hokkai (ditto)	192	—	192	— —	— —	— —	—	—	—	—	—	—	192	—	192
八王子（同） Hachioji (ditto)	118	—	118	— 9	— —	— 9	4	—	4	—	—	—	131	—	131
總計 Sum Total	46,959	623	47,582	× 37 6,166	× 9 177	× 316 6,343	160	18	628	5	6	11	54,047	833	54,880

— 18 —

矯正図書館
刑政第46巻第6号

犯罪學雜誌

第七卷五號　昭和八年五月發行
定價一册　六十錢
六册　三円三十錢（送料共）
（一ケ年）

論說
死刑囚の「トーテンマスク」其の腦及び體構の觀察
其の四　死刑囚犯罪の體構學的研究：醫學博士　左座金藏
血液型
血液型と「ツベルクリン」反應
特に血液型の一般體質的、
內因的意義に關する考察……市田賢吉
犯罪研究
嚢中のバラバラ屍體
殘忍性犯罪の一實例……安東禾村
犯罪搜査實話
(五)千葉の鬼熊事件が石川縣にも……元刑事部長　永山長三郎
(起つたか?
Wie kommen gefälschte Geigenzettel eines berühmten Geigenbauers in echte von diesem Geigenbauer wirklich erzeugte Instrumente……Dr Tiegtried Türkel
……四高教授　小原庚正譯
法醫鑑定
火葬遺骨の彈痕鑑定例……醫學士　久野英一
史料
檢視史資料類纂〔五〕……醫學博士　谷藤八太郎
……法學士　山崎佐
雜報
▽犯罪生物學會第四回會議（原文、譯文）▽第十八次日本法醫學會總會々況　▽人事消息　▽新入會員　▽編輯後記　▽文献集

金澤醫科大學法醫學教室內
發行所　犯罪學雜誌發行所
振替口座　金澤　八三二八番

法曹會雜誌

第十一卷・第六號
昭和八年六月一日發行
定價金五拾錢

係爭中に提起する訴の……廣島控訴院判事　小野山武夫
訴訟繫屬時期に就て
間接强制の限界を論ず(一)……小樽區裁判所判事　中川毅
內臺共婚問題の(一)……司法書記官關宏二郎
解決に就て
超過保險及保險(一)……法學士　高野一郎
詐欺に就て
戸籍關係法令考(一一)……東京控訴院書記　前田牧郎
第六十四議會審議法案一覽表……
○法曹會決議　○司法省訓令通牒回答　○判例要旨　○戸籍事務協議會決議　○新法令　○雜報

司法省構內
法曹會
振替口座
東京一五六七〇番

編輯餘錄

□ 玆に一千萬圓を投じて五つの刑務所を建設して貰ひ度いと提案したら、世間はなんと驚くことであらう。財政當局は眼を丸くしてその提案をけ飛すに違ひあるまい。そして恐らく、そのけとばす最大の理由はこの國事多難の際にそんな馬鹿げた金が出せるかといふに違ひないと思ふ。

□ されど、物事を靜かに考へよ、一個の茶碗に二杯分のお茶を容れる場合を考へよ、さてその終局は一體どうなるのだ。あふれたお茶は滅茶苦茶になつて了ふではないか。それに對して、吾人の手數はどれだけかかる。二個の茶碗を買ひとゝのへて置くのといづれが吾人の生活上利益になるかを一つ冷靜に考へて貰ひたい。

□ あふれる犯罪人防禦の爲めに一千萬圓を投ぜよといふ提案に驚く人があればそれは一個の茶碗に二杯のお茶を容れようとする人でなければならぬ。現在の行刑は實に一個の茶碗と二杯のお茶の難に遭遇して居るのである。然も、それに對して世人が比較的に無關心であるのである。

□ 容器がなくてあふれる犯人、それらがいかに犯罪豫防にわざはひであり、社會風敎上有害であるかといふことは一千萬圓の一時的支出に及ばざること甚だ遠いものゝある事を吾人は決して看過すべきではないと思ふ。

□ われわれは刑法を解釋する、刑事政策を論ずる。しかし、いくら名論卓說を出しても、犯人を野放しにせねばならぬ世の中ではそれこそ机上の空論である。世のクリミナリスト諸賢、否總ての人々よ。玆に、國家平和を望む人があれば、今日の犯罪現象と犯人の容れ場所との關係を熟慮して刑務所增設の要のあるやなしやを批判して貰ひ度い。

昭和八年五月十六日

——あき羅——

定價　一册（稅共）　金二十五錢
　　六册（稅共）　金一圓五十錢
　　十二册（稅共）　金三圓

廣告料　一等一頁　金五十圓
　　二等一頁　金四十圓
　　普通一頁　金三十圓

注文規定

●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和八年五月二十八日印刷納本
昭和八年六月一日發行

編輯兼發行人　東京市麹町區西日比谷町一番地　伊藤忠次郎
印刷人　東京市荳飾區小菅町一二八四番地　竹田益平
印刷所　東京市荳飾區小菅町一二八四番地　刑務協會印刷部
發行所　東京市麹町區西日比谷町一番地　刑務協會
電話銀座二三四四、三八二五番
振替口座　東京二五〇五九番

刑政第46巻第6号

矯正図書館

46e Année N° 6 Juin 1933

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Kimura, K.—La criminalité féminine, ses traits spécifiques, ses causes et remèdes.

Maeda, S.—De l'état actuel du travail pénitentiaire au Japon.

Mouvement des idées à l'étranger :

F. Loveland, A criminal laboratory.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

prés le Ministère de la Justice

Tokio

95